

2020年度
日本教職大学院協会年報

JAPTE

Japan Association of Professional Schools for Teacher Education

日本教職大学院協会

会長あいさつ

日本教職大学院協会

会長 加治佐 哲也

3月12日に中教審に、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が諮問されました。1月26日の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、教師の養成・採用・研修については引き続きの検討が必要であるとされたことを受けたものです。

同諮問は教師の養成・採用・研修について、次のような包括的な検討を求めるものです。

- ①「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力の再定義
- ②多様な専門性を有する質の高い教職員集団をつくるための教師の採用等の在り方
- ③これまで「継ぎ足し方式」で改善してきた教職課程の基準の抜本的見直し、教員免許の学校種等ごとの区分の見直し、教員免許更新制の見直し
- ④教員養成大学・学部と教職大学院の養成機能の抜本的強化による教員養成の高度化、教職への就職や教職大学院入学者確保のためのインセンティブの在り方
- ⑤教師の給与など教師を支える環境整備の在り方



改革の方向性は明確に示されていると思います。きわめて広範多岐に渡っており、これらが実現すれば、我が国の教師の養成・採用・研修の仕組みは抜本改革され、大きく変容することでしょう。文部科学省の強い意気込みを感じます。

ただ、過去の中教審答申等で提言されながら具現化されなかったものがいくつも含まれており、ハードルは低くないと思います。これからの審議の中で提案される具体策の有効性と実現可能性が問われることになります。

すべてが教職大学院に関わりを持ちますので、今後の審議状況を注視する必要があります。中でも、④の教職大学院への直接の言及の部分は、教職大学院の既存課題の解決と今後の発展を左右するといえるでしょう。

本諮問は、民間企業出身者等を含めた多様な専門性や背景を持つ人材から教職員集団

は構成されるべきとしていますが、その中核となる教師を養成するのは引き続き教員養成大学・学部と教職大学院に期待するとしています。その上で、再定義された教師の資質能力や新しい教員免許制度などをもとに、教員養成大学・学部と教職大学院の教育内容・方法と組織を大胆に見直し、教員養成の高度化を進めるとしています。併せて、機能強化された教員養成大学・学部と教職大学院に優秀学生を引きつけるためのインセンティブの検討を求めています。

本協会は令和元年12月に、文部科学省に対して、学生確保のために、教職大学院入学者・修了者へのインセンティブを設けること、また教職大学院の一層の魅力化のための制度の見直しを要望しました。具体的には、現職教員の修学に際しての財政的支援、修了者の給与と初任給の優遇措置、管理職登用への教職大学院修了の必須化、学部と教職大学院を一貫した5年制課程の制度化（3＋2または4＋1）、実習単位他校種免許状への流用の制度化などを提案しました。

また、令和2年10月には、中教審特別部会の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指す（中間まとめ）」に対して、教職大学院における現職教員の学修機会の拡充、教職大学院における隣接校種の免許取得の制度化、教職大学院の教育課程編成の柔軟化などを協会の意見として提出しました。

これらのいくつかはこれからの中教審の審議において、検討の俎上に上がる可能性があるのではないかと考えています。その際は、各方策のニーズや効果のエビデンスが求められるかもしれません。そのための実証事業が行われることも考えられます。各教職大学院と協会はこれに積極的に取り組むべきであることはいうまでもありません。

2021年3月

目 次

- 会長あいさつ
- 令和２年度日本教職大学院協会事業報告
- 令和２年度日本教職大学院協会研究大会
 - １．令和２年度日本教職大学院協会研究大会概要
 - ２．開会
 - ３．パネルディスカッション
- 参考資料
 - （１）日本教職大学院協会会員大学一覧（令和２年度）
 - （２）日本教職大学院協会組織図（令和２年度）
 - （３）日本教職大学院協会役員一覧（令和２年度）
 - （４）日本教職大学院協会専門委員会委員名簿（令和２年度）
 - （５）日本教職大学院協会規約
 - （６）日本教職大学院協会会費等細則
 - （７）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本教職大学院協会年会費の特例措置に関する
申合せ
 - （８）日本教職大学院協会理事の選任に関する申合せ
 - （９）日本教職大学院協会専門委員会細則
 - （１０）日本教職大学院協会事務局の組織及び運営に関する細則
 - （１１）日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ細則
 - （１２）日本教職大学院協会研究大会の運営に関する申合せ

令和 2 年度日本教職大学院協会事業報告

令和２年度日本教職大学院協会事業報告

区 分	内 容
総 会	(令和２年度総会)
	開催日 令和２年 ６月１５日(月)～６月２９日(月)
	方 法 eメールによる持ち回り審議
	議 事 ①役員の選任等について ②令和元年度事業報告について ③令和元年度決算について ④令和２年度事業計画について ⑤令和２年度年会費に関する特例措置について ⑥令和２年度予算計画について ⑦各教職大学院の「特色ある取組」事例の募集について ⑧臨時総会の開催について
	(令和２年度臨時総会)
	開催日 令和２年１２月２１日(月)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①日本教職大学院協会のあり方等について ②日本教職大学院協会理事の選任に関する申合せの制定等について ③来年度からの研究大会の開催方法等について
	(令和２年度第１回)
	開催日 令和２年 ５月２７日(水)～６月 ８日(月)
理 事 会	場 所 eメールによる持ち回り審議
	議 事 ①役員の選任等について ②令和元年度事業報告について ③令和元年度決算について ④令和２年度事業計画について ⑤令和２年度年会費に関する特例措置について ⑥令和２年度予算計画について ⑦事務局組織の強化について
	報告事項 ①専門委員会委員の委嘱について ②次回理事会について
	(令和２年度第２回)
	開催日 令和２年１０月 ８日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ報告書について
	報告事項 ①令和２年度日本教職大学院協会研究大会の準備状況等について ②その他
	(令和２年度第３回)
	開催日 令和３年 ３月１５日(月)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①役員の選任等について ②令和２年度事業報告について ③令和３年度事業計画について ④令和２年度予算執行状況について ⑤令和４年度研究大会運営部会の設置について ⑥「日本教職大学院協会ジャーナル(仮称)」の発行について ⑦令和３年度総会について
	報告事項 ①次回理事会について ②その他
	(第３回)
	開催日 令和２年１０月 ８日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①「日本教職大学院協会のあり方等に関するWG報告書」の作成について
日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ	(令和２年度第１回)
	開催日 令和３年 １月１４日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 授業改善・FD委員会が当面取り組むべき課題について(その１)
授業改善・FD委員会	(令和２年度第１回)
	開催日 令和３年 １月１４日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 授業改善・FD委員会が当面取り組むべき課題について(その１)

区 分	内 容
授業改善・FD 委員会	(令和2年度第2回)
	開催日 令和3年 1月15日(金)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 授業改善・FD委員会が当面取り組むべき課題について(その2)
企画・広報委員会 (～R2.12.31)	(令和2年度第1回) ※研究推進委員会と合同開催
	開催日 令和2年 7月 9日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①令和2年度研究大会の開催について
	(令和2年度第2回) ※研究推進委員会と合同開催
	開催日 令和2年 9月28日(月)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①令和2年度研究大会について
企画委員会 (R3.1.1～)	(令和2年度第1回)
	開催日 令和3年 2月 5日(金)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①令和2年度研究大会について ②令和2年度事業報告について ③令和3年度事業計画について ④その他
教育委員会等 連携委員会	(令和2年度第1回)
	開催日 令和2年 9月10日(木)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①令和2年度教育委員会等連携検討委員会事業計画について ②令和2年度日本教職大学院協会研究大会「パネルディスカッション」について
	(令和2年度第2回)
	開催日 令和3年 3月24日(水)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①現職教員対象のスクールリーダー養成実習プログラムについて ②令和3年度の事業計画について ③その他
成果検証委員会	(令和2年度第1回)
	開催日 令和2年 8月20日(木)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①今年度研究大会での報告について ②今年度の調査について ③調査結果等のとりまとめ(紀要論文の執筆)について ④その他
	(令和2年度第2回)
	開催日 令和3年 1月13日(水)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①取組内容の発信(紀要論文)について ②令和2年度の事業報告について ③令和3年度の事業計画について ④その他
	(令和2年度第3回)
	開催日 令和3年 3月11日(木)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ①今後の成果検証の在り方について(福井大学ラウンドテーブルに参加して) ②鳥取県教育委員会調査について ③座長の交代について
	(聞き取り調査)
	調査日 令和3年 3月 1日(月)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による実施
	調査対象 鳥取県教育委員会
	調査事項 教職大学院に関する検討を行うための聞き取り調査
研究推進委員会 (～R2.12.31)	(令和2年度第1回) ※企画・広報委員会と合同開催
	開催日 令和2年 7月 9日(木)
	方 法 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ※議事は、企画・広報委員会(第1回)参照
	(令和2年度第2回) ※企画・広報委員会と合同開催
	開催日 令和2年 9月28日(月)
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」による開催
	議 事 ※議事は、企画・広報委員会(第2回)参照

区 分	内 容
編集委員会 (R3.1.1～)	(委員会開催なし)
研究大会	(「パネルディスカッション」、「実践研究成果発表」、「ポスターセッション」)
	開催日 令和2年12月6日(日) ※11月16日から、発表動画・資料をウェブページで公開
	場 所 ウェブ会議システム「Zoom」等による開催
	参加数 約430人
	内 容 ○開会 ○「パネルディスカッション」 テーマ：「拡大期における教職大学院と教育委員会との連携の課題と取組」 パネリスト：安藤 福光、菅原 至、紅林 伸幸、大林 正史 コーディネーター兼パネリスト：大野 裕己 ○「実践研究成果発表」 発表大学12大学 ○「ポスターセッション」「教職大学院における学修の成果」 発表大学52大学
広報活動等	時 期 令和2年7月 内 容 2019年度年報及び年報別冊「実践研究成果集」をウェブページへ掲載
	時 期 令和2年6～7月 内 容 ウェブサイトの更新
	時 期 令和2年7月から随時 内 容 各教職大学院の「特色ある取組」を公表することによる教職大学院の魅力発信等 ウェブサイト掲載 各会員大学
	時 期 令和2年7月から随時 内 容 各会員大学作成教職大学院関係資料の相互交換促進 ウェブサイト掲載 各会員大学
	期 日 令和2年10月29日 内 容 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）」に対する意見書提出及びヒアリングでの意見発表
要望活動等	提出先 中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和2年度日本教職大学院協会研究大会

令和2年12月6日

主催 日本教職大学院協会

後援 文部科学省

日本教育大学協会

全国都道府県教育委員会連合会

独立行政法人教職員支援機構

1. 令和2年度日本教職大学院協会研究大会概要

日 時：令和2年12月6日（日）11時00分～16時10分

場 所：ウェブ会議システム「Zoom」による開催

後 援：文部科学省、日本教育大学協会、全国都道府県教育委員会連合会、
独立行政法人教職員支援機構

プログラム：

11:00～11:05 開会行事

会長あいさつ

加治佐哲也（日本教職大学院協会会長）

11:05～12:10 パネルディスカッション

テーマ：「拡大型における教職大学院と教育委員会との
連携の課題と取組」

パネリスト：安藤 福光（教育委員会等連携委員会委員）

菅原 至（教育委員会等連携委員会委員）

紅林 伸幸（教育委員会等連携委員会委員）

大林 正史（教育委員会等連携委員会委員）

コーディネーター兼パネリスト：

大野 裕己（教育委員会等連携委員会座長）

13:00～16:10 実践研究成果発表

※当日は、「ポスターセッション」発表者による口頭発表や参加者との双方向による
質疑応答はありません。

【発表動画等掲載期間】

11月16日（月）～12月6日（日）

パネルディスカッション 発表動画配信、発表資料掲載

実践研究成果発表 発表動画配信、発表資料掲載

ポスターセッション 発表資料掲載、発表動画配信（掲載を希望する発表者のみ）

【質問受付期間】

11月16日（月）～11月25日（水）

ポスターセッション

※質問に対する回答は、12月4日（金）までにウェブページへ掲載（回答任意）

11月16日（月）～11月30日（月）

パネルディスカッション

実践研究成果発表

※「実践研究成果発表」及び「ポスターセッション」に係る発表概要については、「2020年度日本教職大学院
協会年報 別冊『実践研究成果集』」に掲載

2. 開会

（司会） 本日は令和2年度日本教職大学院協会研究大会に多数の方にご参加いただき、心より御礼申し上げます。本日は、企画・広報委員会座長で兵庫教育大学の浅野良一が進行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それではただ今から、令和2年度日本教職大学院協会研究大会を開会します。開会に当たりまして、日本教職大学院協会会長の加治佐哲也からご挨拶を申し上げます。

会長挨拶

加治佐 哲也（日本教職大学院協会会長）

どうも皆さま、おはようございます。令和2年度の日本教職大学院協会研究大会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

初めてのウェブ会議システムによる研究大会ということになりました。教職大学院の関係者はもちろんですが、本日は文部科学省の方、教育関係機関等の方にもご参加いただいております。深く感謝申し上げます。

私からは2点ほど申し上げます。今年度はコロナ禍によって、学校教育にも大きな変化が見られます。一つは皆さまよくご承知のように、GIGAスクール構想の前倒しによって学校現場に急速に1人1台の環境が整えられようとしています。そこで、国の中央教育審議会等でこのところ強く言われているのが、それに対応できる教員を早急に養成しなければならないということです。

それを受けて、教員免許状を取る教職課程のカリキュラムにおけるICT関係内容の充実について、文部科学省から既に通知もなされています。さらに理数・データサイエンス・AI関係の科目を追加したり、既に行われている各教科の指導法のところでICTを扱うだけではなくて、ICTを専ら扱う科目を新設したりすることも検討されており、近々実施の運びとなります。

高度人材を育成する教職大学院では、教員免許状を取る教職課程以上に、ICTや理数・データサイエンス・AI関係の科目をより高いレベルで充実させる必要があります。既に取り組んでいる教職大学院も多いと思います。この方向をぜひ一つご確認ください。

それから二つ目は、本日もオンラインでの研究大会ということになっていますが、大学教育が今年度大きく変わりました。オンラインによる授業が急速にノーマルな状態になった、常態化したということです。これによっていろいろな変化が予想されます。例えば、大学間で共同で授業を開発して、共同で実施していくことも非常にハードルが低くなるでしょう。教職大学院でも同じことがいえます。教職大学院それぞれでいい授業、いいプログラムを持っておられると思いますので、そういうものをオンライン等でつないで、それぞれの大学でいい授業を展開することをぜひ行うべきではないかと思っております。われわれ協会もそういうことの仲介・調整に努めたいと思いますが、各大学の間でぜひそういう方向での取組をしていただいて、さらに教職大学院のプログラムを充実したものにしていきたいと強く思っております。

今日はオンラインによる初めての研究大会です。事務局と専門委員会の方でしっかり準備を行っていただいていると思いますが、初めてのことで何が起こるか分かりません。今後の研究大会の持ち方を考える上でも、オンラインという実施方法の成果や課題を明らかにしていくこ

とが重要ではないかと思います。ですから、そういう観点も持ちながら今日の研究大会を進め、かつ充実したものにしていただければと思います。1日だけの大会になりましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

3. パネルディスカッション

【パネリストプロフィール】

大野 裕己 氏

(おおの やすき 滋賀大学教育学系教授)

九州大学大学院人間環境学研究科博士課程単位取得退学。博士（教育学）。大阪教育大学専任講師・准教授、兵庫教育大学准教授・教授を経て、現職。教職員支援機構客員フェロー。主たる研究領域は学校経営・教育経営。著書に『With コロナの新しい学校経営様式』（共編著、ジダイ社、2020年）、『学校改善マネジメント』（共著、ミネルヴァ書房）などがある。

安藤 福光 氏

(あんど う よしみつ 兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授)

筑波大学大学院博士課程人間総合科学研究科学校教育学専攻単位取得退学。武蔵丘短期大学専任講師を経て、現職。専門分野はカリキュラム研究。現在の研究テーマは、中高一貫教育のカリキュラム研究、高等学校における越境による共創のカリキュラム研究。

菅原 至 氏

(すがわら いたる 上越教育大学教職大学院教授)

宮城県内の中学校等で34年間勤務。その間、上越教育大学大学院修士課程修了。2016年より現職（現代教育課題研究コース・発達と教育連携領域）、日本学校教育学会理事、主な著書・論文等『学習社会としての学校（シリーズ子どもと教育の社会学1）』（分担執筆「社会的世界としての授業」）教育出版、「分散型リーダーシップ実践に着目した学校改善に関する研究（日本学校教育学会編『学校教育研究』第31号）」等

紅林 伸幸 氏

(くればやし のぶゆき 常葉大学教職大学院初等教育高度実践研究科教授)

東京大学大学院教育学研究科博士後期課程単位取得退学。東京大学教育学部比較教育社会学コース助手、滋賀大学教育学部講師、准教授を経て、現職。専門分野は教育社会学。現在は、教師文化・同僚性・教師教育等の教師研究や、道徳や総合的な学習の時間を中心とした学校カリキュラム研究を進めるとともに、新しい実践的教育研究モデルの構築を目指して研究活動に取り組んでいる。

大林 正史 氏

(おおばやし まさふみ 鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授)

筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒューマン・ケア科学専攻修了。博士（教育学）。鳴門教育大学教職大学院 学校づくりマネジメントコース。「学校組織マネジメントの理論と実践」、「家庭・地域・学校の連携構築」の授業を主に担当。専門はコミュニティスクールの経営で、主な著書に『学校運営協議会導入による学校教育の改善過程に関する研究』がある。

パネリスト

安藤 福光 氏（教育委員会等連携委員会委員）

菅原 至 氏（教育委員会等連携委員会委員）

紅林 伸幸 氏（教育委員会等連携委員会委員）

大林 正史 氏（教育委員会等連携委員会委員）

コーディネーター兼パネリスト

大野 裕己 氏（教育委員会等連携委員会座長）

（司会） ただ今から、「拡大型における教職大学院と教育委員会との連携の課題と取組」をテーマにパネルディスカッションを開催いたします。この後の進行は、コーディネーターにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（大野） 私は日本教職大学院協会教育委員会等連携委員会の座長を務めております大野と申します。本日のパネルディスカッションのコーディネーターとして進行させていただきたいと思います。なにぶんこの設定が私にとってもほぼ初めてに近いところもありますので、行き届かない点があるかと思いますが、どうかお許しいただき、この会の進行にご協力いただけると幸いです。

それでは、お話を始めたいのですが、今日のパネルディスカッションのタイトルは、「拡大型における教職大学院と教育委員会との連携の課題と取組」と立てました。事前に動画を見ていただきました方には一度説明をさせていただいているのですが、「拡大型」という言葉を用いております。今回のパネルディスカッションにおいては、2018年度の段階で教職大学院が基本的に各都道府県に近いカタチである、全国化したということから拡大型という言葉を使っています。

しかしながら現在では、修士課程と教職大学院（専門職学位課程）の一体化という意味での新たな拡大という状況も起こっていると思いますし、連携型の教職大学院や、一つの教職大学院で複数の都道府県と連携を取るという意味での拡大も見られるところです。しかし、今回の段階では全国化という意味での「拡大」ということで議論させていただきたいと思います。

動画の最初のところで、課題の掘り起こしをさせていただいたのですが、簡単に申し上げますと、教職大学院については理論と実績の往還ということで、教師教育の高度化を目指すということになるかと思います。その中では、院生の学修や研究、それから院生が入ってくる、あるいは修了するという入口・出口での教育委員会・学校の連携が、多面的に必要なってきます。

本委員会は、そうした教職大学院と教育委員会の連携のモデル開発を多面的に考えていくことをミッションとしており、これまで各会員大学にご協力いただいたような調査を行ったり、それを基に連携内容のモデル化を試みたり、さらには意欲的な取組をしている教職大学院の情報を交流したりしています。意欲的な取組はどの大学でもやっていますから、できるだけ多く

「拡大型における教職大学院と教育委員会との連携の課題と取組」 討論の進行

- パネリスト 菅原至委員（上越教育大学）「学校実習等を踏まえた教育実践研究」
紅林伸幸委員（常葉大学）「研修の協働化」（初任者研修協働実施プログラム）
大林正史委員（鳴門教育大学）「鳴門教育大学教職大学院と徳島県教育委員会の連携の取り組み」
- 討論進行
 - ・登壇者自己紹介＋報告（動画）の補足
 - ・報告実践（登壇者の立ち位置）から見る、現時点での連携のポイント＋教職大学院に求められる自律
 - ・教職大学院への現職教員派遣・年限（・課題等）の状況
→教職大学院の教師教育高度化と現職教員の派遣・修学の今後のありよう・可能態

の大学で情報交流をし、基盤を整えていくということを行ってきました。

協会の調査については、教職大学院発足2年後という段階で1度行っており、それから2018年度の終わりに調査しているので2回行った形ですが、その間教職大学院の全国化という拡大を受けて連携の課題や連携に関わる実践が変化してきました。本年度、こういった形で教職大学院と教育委員会の全国化という意味での拡大期での連携の課題と取組ということで、三つの教職大学院からパネリストに登壇いただき、それぞれの取組に関わるご報告をいただくことにしました。

2018年度の調査をひもときながら、広がりつつある教育委員会と教職大学院の連携、そして各大学で取り組んでいるある側面をご報告いただいて、その中から連携の当面の可能性や課題を見ていき、併せて全体としての課題を見ていきたいと思っています。

パネリストはお三方です。上越教育大学の菅原至委員に「学校実習等を踏まえた教育実践研究」ということでご報告いただき、それから常葉大学の紅林伸幸委員から「研修の協働化」、初任者研修協働実施プログラムということでご報告いただき、そして最後に鳴門教育大学の大林正史委員から「鳴門教育大学教職大学院と徳島県教育委員会の連携の取組」、さらにはアライアンスということで複数教職大学院の連携にも触れていただき、今日的な連携の局面に言及いただく予定としております。

なお、最初にご視聴の皆さんにお願いを申し上げたいのですが、パネリストの委員の先生方には各大学の取組を報告いただきますが、一人の研究者なり教職大学院の教員の意見としてお話しいただく部分が基本になりますので、各機関を代表する意見ではないということでご理解いただけると幸いです。

最後に、教職大学院の新しい大学院レベル、教育研究にも、ストレートマスター、現職の研修における協働化ということにも、この後報告者それぞれに言及していただけるように、可能性もあれば慎重論もあるという中で、教職大学院の展望・可能性の部分になるべく多く言及していただくことにしました。このようにしてこれから、各教職大学院の取組に関わるパネルディスカッションを行っていききたいと思います。

パネリストの先生は先ほどご紹介したとおりですが、皆さん動画をご視聴いただいていると思います。最初に各パネリストの先生方に3～4分で、自己紹介と報告した動画の中身の補足について、お話しいただきたいと思います。

さっそく各パネリストの方々にお話しいただきたいと思います。最初にお話しいただきたいのは、上越教育大学の菅原委員です。菅原委員には、拡大期ということで新たに教職大学院の教員になられた方も多くいるという状態を考えて、教職大学院の理論・実践の学修の場を具体的に示していただきながら、その広がりや教職大学院・教育委員会の連携の可能性を掘り起こしていただくような報告をお願いいたしました。菅原先生、恐れ入りますが、自己紹介と最初のお話をいただければと思います。

(菅原) こんにちは。上越教育大学の菅原でございます。よろしくお願いいたします。限られた3分という時間ですので、簡単に補足したいと思います。

与えられた役割として、「学校実習等を踏まえた教育実践研究」をテーマに動画を作ってみました。

私は学校現場に長くおりましたので、教職大学院での勤務が今年で5年目になりますけれども、学校実習をどう捉えるべきかということ、試行錯誤してきました。そのところにこだ

わりながら発表する形になります。とりわけ理論と実践を行ったり来たりすることがそう簡単ではないということを自覚しておりまして、その辺のところに橋を架けるものとして教育実践研究が見えてきたという報告でございます。とりわけ学校現場に役立つということがよくいわれますけれども、そこをどのように捉えて橋を架けていくかということに課題意識を持っていました。

具体的には動画を見ていただければ分かることなので簡単に説明しますが、本学では学校支援プロジェクトという枠組みで学校実習を実践しておりますので、この枠組みを簡単に紹介しました。それから、具体的な事例として1人の現職院生の教育実践研究を紹介し、それを考察しました。そして、そこから見えてくる教職大学院と教育委員会・学校との関係を考えました。

少し補足しますが、コルブの経験学習サイクルで考えてみると何かすっきりしたなという思いがあります。とりわけ教職大学院の役割として、内省的検討と抽象的思考を強みとして行われる学校実習を展開していくと、現場に戻ってからの積極的な行動につながるのではないかと、いうことを仮説的に示したことになります。このような学校実習を展開していくことで結果的に、現段階で既にこのような教職大学院・教育委員会・学校というサイクルがゆっくりとではありますが、回り始めているのではないかと思っているところです。ご質問等があればお答えする形にして、時間となりましたので以上とさせていただきます。

(大野) 菅原先生、ありがとうございました。院生の実践研究と、教職大学院・教育委員会・学校との関係が研究に対して開かれているというところを接点として、連携の問題にも切り込む形で院生の具体的な学修から掘り起こしていただく発表だったと理解しております。ありがとうございます。

それでは次に常葉大学の紅林委員より一言いただきたいと思います。紅林委員は研修の協働化という側面を挙げていただいているのですが、主に学部直進学生（ストレートマスター）に関わる取組としての初任者研修の協働実施プログラムとなります。これについては、教職大学院の多くの割合を占めることになる学部直進院生の今後の教職としての成長を含めて、いかにインセンティブを教職大学院に持たせるかという交渉の問題が教育委員会連携では考えられるところです。紅林委員には、全国初の静岡県における取組の中で、そういったところを少し超えた連携の可能性の開拓について言及いただいたと思います。紅林先生、一言よろしく願います。

(紅林) 常葉大学の紅林です。今ご紹介いただきましたように、静岡県で行っている初任者研修の協働実施プログラムについて今回は報告させていただいています。動画を見ていただいていると思いますので、内容は大体ご理解いただけているのではないかと思います。私が今回の報告を準備する中でいろいろ考えさせられたことがあり、それをご紹介した方が課題などが見えやすいと思いますので、最初にそれについて少しお話しさせていただければと思います。

今回の大きなテーマは「拡大期における」ということになっているわけなのですが、この拡大期とはどういうことなのだろうということをしっかり問う必要があるのではないかと、いうことを準備している中で感じてきました。

常葉大学は小さな私立大学ですが、教職大学院先発の19大学をわれわれは「ファースト19」と呼んで、それを誇りに思いながらいろいろな新しい取組を行ってきているわけな

のですが、そうした導入期にいろいろなことを実験したり試行したりしながら新しいものを作り上げていく段階から、拡大期になったことでどういう位置付けになっていくのかということが非常に重要になっているのではないかと思います。

教育行政のいろいろなものを見ていくと、恐らく最初は私たちの大学のように研究指定校であるとか、そういったものをつくっていろいろなことを試行させて、その成果を広げていき、その段階でいろいろなことがコントロールされていくようなことが一般的に起こっているわけです。これからはそういうことになるのか、あるいは拡大した多くの教職大学院が同じように多くの実験的な実践を積み上げながら新しい可能性を開いていくのかという時期にあるのではないかと感じております。

特に今回、先ほどの菅原委員の紹介にもありましたけれども、地域との連携がやはり非常に大きなポイントになっているのだと思うわけです。それは教員養成の在り方や教育の在り方全体を貫いている今の新しい教育の在り方だと思うのです。そのセンター的な役割を担いながら、さらには実験的な機能を担いながら、実際にそれを行っていく、そしてそれになかった教師を現場に送り出していく役割を担っているのが教職大学院なのではないのか。そう思いながら準備をしたので、そういう観点からご意見をいただければと思います。以上です。

(大野) ありがとうございます。紅林委員の先ほどのお話のとおり、拡大期における問題意識と、その中に見える可能性をできるだけ報告の中に具体例として挙げてくださったことが、視聴していて私も印象に残りました。ありがとうございます。

最後に、鳴門教育大学の大林委員に登壇いただいています。大林委員からは研修の協働化と大学間のアライアンスについてになるかと思います。研修の協働化に関しては、現職教員ということになるのですが、その研修の協働化のところをご報告いただくとともに、やはりこれも全国初となる地域的連携のアライアンスの仕組みを整えられました。このあたりが今後においてこういった可能性と課題を持つのかということところにも言及いただいたと思います。大林委員、お願いします。

(大林) よろしく申し上げます。鳴門教育の大林と申します。私は「四国地区次世代リーダー育成プログラム」というものを事例として紹介しています。教職員支援機構と鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、そしてそれぞれの教育センターと一緒にアライアンスを組んで、七つのサブプログラムで院生だけでなく徳島、香川、愛媛の教職員に対して研修を進める取組を現在進めております。

組織構造としては4ページのようなのですが、その中の一つとして主幹教諭を対象とした主幹教諭研修をリニューアルした形になります。それをご紹介したところです。

特に今回の大きな目玉というかポイントは、主幹教諭研修を受講して所定の成績を収めると、教頭任用試験の1次試験を免除するというのを徳島県と約束しています。そして、主幹教諭研修は履修証明プログラムにすることも視野に入れていて、教職大学院の単位にもなることを目指しています。それを受けて教頭および教頭格の先生は、鳴門教育大学の学校づくりコースを修了していただければ校長試験の1次試験を免除するというのも現在進めております。

研修の内容等、6ページ以下ずっとあるので、またご覧いただければと思います。

教職大学院を設置する学校が増えてくると、私どものような新構想大学への現職派遣院生が減少傾向になってきました。なので、何としてでも定員を埋めなければならないということで、

このように養成と採用を連動させて、受講生をより増やしていこうという取組を現在進めているところです。取りあえず以上です。

(大野) ありがとうございます。日本教職大学院協会の中でも、修了された院生は現職も学部直進も同様で、処遇をどう改善していくのかということが大きな課題ではありましたが、その新たなステージに進んだというところを押さえていただいていたと思います。既に教頭認可名簿に登録された方が教職大学院に行くという形の学校管理職養成の取組が行われてきていますが、鳴門での新たな地平についてご報告いただいたと考えております。

このようなお三方それぞれの局面で、連携の現時点ということで、特に全国初という取組と位置付けられるものを含めてお三方からお話をいただけたと思います。これを基にこれから残りの時間はパネル討論を行っていきたいと考えています。事前にご質問を募ったのですが、多くいただくことができなかったのも、最初に一つ二つコーディネーターからまとめてご質問することにしていきたいと思います。

これからご質問を入力いただく皆さまには、しばらくやりとりをしている間に、具体的なことももう少しこの先生から聞いてみたいということでも全く構いませんし、それ以外に何人かのパネリストを通貫するところで伺いたいということでも構いません。Q&A 欄にご質問等をいただきましたら、できる限り時間内で取り上げて、またパネリストにお伺いしていきたいと思いますので、Q&A をご利用いただければと思います。

登壇者の自己紹介と報告いただいた中身の補足をお願いしたところですが、まずお伺いしたい内容は、2 番目の紅林委員に先ほどのコメントの中で既におっしゃっていただいたと思うのですが、報告自体は取組を網羅的にお話しいただいたのですが、報告の実践であったり、今日はパネリストの方も研究経験の深い方もいれば実務経験の深い方にも上がっていただいています。そういった登壇者の立ち位置から見たところで、報告の実践から見た現時点での教育委員会と教職大学院の連携のポイントは端的にどのようなものか、ということです。

もう一つは、連携を進めることも大事なわけけれども、その中で教職大学院として求められる独自性というか自律という部分は今後どうなるのかというところを、実践に向かわれた立場からお話しいただければと思います。紅林委員は先ほどのコメントの中でもかなり言及いただいたと思うので、そこですということであれば、そのようにおっしゃっていただければと思いますが、お三方ともに伺いたいと思います。それでは大林委員からお願いしたいと思います。

(大林) まず、現時点での連携のポイントと思われる点ですが、動画を見ていただいたように、四国地区次世代リーダー育成プログラムは先ほど申し上げましたように、採用の部分にまで教職大学院が割と関与するということが何とか合意することができました。徳島県のニーズを踏まえて提案することでこういうことが実現したのではないかと考えています。

というのも、徳島県ではいわゆるウィングラス型の教職員の年齢構成になっていて、特に近い将来、学校管理職のなり手がかなり不足することが既に分かっている状態でした。それと、こういうふうに意図的・計画的に優れた学校管理職を養成することが必要なのだということを提案申し上げて、何とかそういう必要性を認識していただいて、こういうことを実現することができたと思っています。それが 1 点です。

2 点目の教職大学院に求められる自律については、このプロジェクトでは県の研修と大学院の授業が非常に近い関係になることが目指されていると思っています。県の研修なのか、大

学院の授業なのか、違いがだんだんと曖昧になってきていると思っています。そういう中で、すぐに役立つわけではないかもしれませんが、特に学校管理職に必要だといわれているトレーニング、例えば思想・哲学のトレーニングや、前提を問い直す力、状況を意味付ける力といったものがやや軽視される傾向があるのかもしれないとちょっと危惧しています。これで本当に学校管理職としての実践的な力が高まるのか、ちょっと注意して見ていく必要があるのではないかと考えています。私からは以上です。

（大野） ありがとうございます。復唱せず先に進めたいと思います。紅林委員、いかがでしょうか。

（紅林） 初任者研修に関わる部分は、教育委員会や学校現場のメリットが実はそれほど大きくないのです。修了した院生が採用された学校にとっては研修プログラムが多少少なくなるということもありますので、事務作業などを含めてメリットがないわけではないのですが、全体として地域がどうなるのかというのが見えにくいわけです。

そういったものに対して教育委員会が積極的にかなり関わってくれて、こういうプログラムが実施に至ることは、このプログラムだけではなくて、教職大学院というものの存在意義を地域の教育の一つの核になるものとして認識してもらえていることが大きいのではないかと思います。それがないと、このプログラムは動いていかないわけです。

それは、先ほど言いましたように、今の教育施策全体が一つの地域と大学・大学院の連携の中で質の高い教育を実現しようとしていることが、共通の課題、方向性として展望を持って共有されていることが大きいのではないかと思います。そのために連携してきていることが一つのこういう実践につながってきているのではないかと考えています。以上です。

（大野） ありがとうございます。最初に一回り皆さんにお話しいただきたいので、菅原委員、お願いします。

（菅原） 資料の最後（18ページ）の図をちょっとイメージしながら話したいと思います。10年余りの教職大学院の取組が行われてきたわけですが、その一つの鍵として学校現場の課題解決に結び付くというキーワードがあります。それは必ずしも常にうまくいくとはいえないわけです。例えば、学校現場にとってはすぐに解決に役立つものがほしいと思いますし、教職大学院にとっては院生の学修を深めたいという葛藤があるということを前提にしながら、それでも10年余り続けてきたことで、学校や教育委員会の理解が徐々に深まっているのではないかと思います。それが教職大学院と教育委員会の関係形成に大きな役割を果たしているように思われます。

その際、動画でも示しましたが、現場と教職大学院をつなぐ学校の実習コーディネーター、特任の先生方の存在はすごく大きいと考えております。われわれや院生がやりたいことと学校現場が求めることを両方把握していて、それを上手につないでいただいています。それはいろいろなトラブルを防ぐということ、あるいはトラブルが発生したときの対応もありますが、それ以上に課題の部分で、相互のやりたいことをつなげていくという意味ではすごく大きいと思います。

それからもう一つは、先ほど紅林先生もおっしゃいましたが、さまざまなレベルで教職大学

院の教員が地域や教育委員会、学校と関わっていることも非常に大きいと思います。そういうことが学校実習を一つの核にしながら回り始めています。例えば、教育委員会に行ったときに、それを機会にして教育委員会と共同の次の研究プロジェクトを検討するなど、さまざまな深まりにつながる要素があると思います。

私は宮城出身なのですが、地域ごとに違いがあり、層があると思うのですが、たまたま上越地区の場合は学校現場の研究に対する理解が、私が見るところでは非常にあります。それは恐らく修士課程や教職大学院を修了した院生たちが地域のリーダーとして活躍されていることとも関わると思うのですが、なぜこういうことが可能なのかと感ずることが少なくありません。そういう意味では教職大学院が定員充足という点では非常に難しい局面で苦しいのですが、私自身はこういう苦しい状況の中でもやるべきことを着実に一つ一つやっていくことが大事なのかなと思っています。

そういう点で、これは自律性に関わることであって、両者間の葛藤を認め合うといいますか、決してそれが対立に結び付かないように上手に間をつなぐ人がいることによって私たちも変わるし、相手の学校現場や教育委員会も理解していただくという息の長いプロセスなのだと思います。このように自律性を大事にしながら取り組んでいます。以上です。

(大野) ありがとうございます。短くまとめると拡大期の連携のポイントは、皆さんおおよそ共通したご指摘があったと思います。どの教職大学院の関係者も思っていることですが、やはり連携の中では、現場あるいは地域における課題を教育委員会と教職大学院で踏まえる共有度がポイントになると思います。

ただ、その中で皆さん言葉を伸ばされたのは、現場においてはやはり即応的に課題を解決したい思いがあるから、そこの関係性は難しいけど、菅原委員が言われたようにその現場の思いを認めながら、とはいえ教職大学院から将来的な展望を含めた課題の掘り起こしがどの程度できて、共有できているのかということが、局面は違っても連携において大事なポイントになってくだろうという話だったと思います。

そうであるから教職大学院の自律ということでは、菅原委員が言われたように葛藤を認め合うことであったり、あるいは紅林委員が先ほどおっしゃいましたが、葛藤を認め合うことからもう少し進んで、教職大学院側では自分たちを何と理解して他に分かってもらうのか。実験室の役割ということを教職大学院が持って、そこで力を付けた教師を送り出していくミッションを自分たちの内に持って分かってもらうことが自律だということで課題になってくるという話が最初にあったと思います。これらをわれわれができるかということになり、さらにはそれをやっていく中で、先ほど菅原委員が言われたリエゾンのようなスタッフが大事になってくるという構図だったと思います。

これは、教育委員会に教職大学院という仕組みを理解してもらい、修学する現職の先生方を指名いただくことであるとか、あるいはストレートの人にインセンティブを持ってもらうということをお話し合うことも大事なのですが、横で基盤の条件整備として要るのだということになると思います。そこが出てきた形だと思います。

そこで第2問です。質問も挙がってきていますからそこにもつなげていきたいと思うのですが、もう一つだけ伺います。教職大学院ということでは、先ほど私が申し上げた、現職の教員に来ていただく年限をどれぐらいにし、来ていただいてどういうふうに学修していただくか、学修者の自律に任されている部分が基本であるにしても、こういうことをテーブルで話し

合っていくという意味での連携も一つの局面といえると思います。そこでは皆さんの発表から出てくるものが何かというのは、出していただく必要があると思います。

質問としては、全国化ということでもありますから、調査の中では現職教員の派遣数が上げ止まりになっていて、これから一つの教職大学院で増やすということがなかなか難しいということもあるのですが、そういった派遣や年限、課題をどう捉えているのか、その中で先ほどの話題とも関連しますが、教職大学院の教師教育高度化と現職教員の派遣修学の今後をどう見通していけばいいのか、連携問題としてコメントをいただければと思います。今度は逆に菅原委員から紅林委員、大林委員の順番でお願いしたいと思います。では菅原委員、お願いします。

(菅原) うまく答えられるかどうか分からないのですが、今回は1年派遣の方の事例を出しました。2011年と2018年の調査の比較では、1年派遣が40%から14%に減少しており、むしろ14条適用による2年派遣が増えている、あるいは2年派遣も減りつつあるのか、それともその他が増えているということか。いずれにしても多様な派遣形態が今後考えられると思っています。それに教職大学院としてどのように対応するかということが大きな課題としてあると思いますが、私の発表に引きつけて言うと、14条の適用も1年派遣はスクーリングという点では1年間なので、どちらかというところから見えてくる課題の方をお示ししたいと思います。

たまたま今回示した事例で取り上げた現職院生は、コミュニティ・スクールについて学びたいという当初の課題意識を持っていたので、コミュニティ・スクールに関係して研究できそうなところを学校実習先にしたのですが、結果的にもう少し主権者教育や生徒の学校運営参加の文脈で研究したいという課題意識に変わっていったので、フィールドワーク先を学校実習の時間が終了した後に、現職院生自身がかつて研究対象として取り上げようとした実践に関わっていた在籍校に長い時間ではないですがフィールドに入り直しました。こういうことから考えると、2年派遣があれば1年目に自分の課題が明確になり、2年目は課題意識とつながる実習先に入れるわけですがけれども、1年間で学校実習を通してフィールドワークをし、そして教育実践研究に結び付けるという点ではなかなか難しいケースもあります。

今後そういうところをどのようにフォローしていけばいいか。その辺はエネルギーも大変かかるわけですし、現場に戻ってしまうと現場の課題が山積しているので、なかなか課題を継続して追究することは難しいのですが。大きな意味では研究し続けるというか、そういう視点で教職大学院がどう関わればいいのか、学び続けるともいわれますけれども、そこはやはり大事にしていきたいポイントだなと思っています。以上です。

(大野) ありがとうございます。それでは紅林委員、お願いします。

(紅林) 私が担当しているのは初任者の部分なので、現職教員派遣ということに直接関わってはいないのですが、常葉大学のスタッフの一人としては連続的に捉えているところでもあります。

常葉大学は現職教員学生の全員が1年修学なのです。どういう経緯で1年になったのかというのは、私がここに来る前に決まったことですので分からないところもあるのですが、それをこの大学院の特徴の一つとして、むしろ効果的なものとして使っていこうというのが私たちの考え方です。そういう意味では修了生との関係をしっかりつくっていくことを重視しています。

そのこと自体がストレートの院生たちにとっても同じように修了した後もずっと関係性をつくっていくことに関わっているということになります。どうやって関係をつくっているのかというと、これは大野先生が言われたこと、あるいは菅原先生が言われたことにも関わっているわけですが、やはり実践研究あるいは研究的な実践を展開していくことに教職大学院のスタッフが積極的に関わっていく形で関係を継続していきます。

特に現職ではなくて学部卒学生の場合には、10年前に教職大学院に来てしまっているような感じですので、10年後にも継続するような関係性をしっかりつくっていくことが大事だと考えています。ですので、毎年どの大学院でも行われていると思いますが、修了生を中心とした研究フォーラムという形での実践研究の場を設けています。今年はコロナ・台風といった問題でフォーラムが休止になってしまったのですが、休止で済ませるのではなく、実は1週間後の来週、教育研究サプリーという新しい企画を今年度に限って立ち上げ、そこで修了生たちと交流するような機会を急遽実施することにしました。

また、研究論文の方でも、研究論文とはちょっと違った形で実践の広場という、実践をどんどん修了生が出してくれるような場所を研究紀要の中に設けて、そこで大学院のスタッフと修了生と一緒に実践について議論するような場を設けたりもしています。こうやって研究を通してつながりをつくっていき、それを外の人たちにも見ていただくようなことに取り組んでいるところです。以上です。

(大野) ありがとうございます。それでは、次に大林委員、お願いします。

(大林) 1点目の教職大学院の現職教員の派遣年限の状況ということなのですが、まず調査にもあるように、特に県外からの現職派遣の院生が減少傾向にあり、非常にどうかしないといけないような状況になっています。

そして派遣年限ですが、鳴門はずっと2年の修学を保持し続けています。それによって、菅原先生がおっしゃっておられたように1年目でしっかり自分の学校の課題を分析し、2年目にその課題解決に取り組む学修がそれなりにできていて、やはり2年あるとありがたいなと思っています。

でも逆に、先ほど紅林先生がおっしゃっていたような修了生をフォローする機能は、ちょっと弱いのかなと聞いていました。その点は常葉大学さんに学ばなければならないところがあると思いました。教育委員会からは1年にしてほしいという意見もしばしば聞かれますが、今のところ何とか2年で通しているような状況です。

教職大学院の教師教育の高度化についてですが、こちらは先ほど言及したように、すぐに使える力ではなくて、もうちょっと賞味期限が長い力、思想や哲学を学んで考える力を付けたり、前提を問い直したり、そういう訓練の必要性を、特に管理職養成についてですが、感じています。

3点目の現職教員の派遣の今後のありようについては、現職の派遣院生が非常に厳しい状況にありますので、どうかしないといけないということで、現在派遣によらない現職院生の修学を夜間の遠隔教育で実現するというのを計画しています。冒頭、加治佐会長もおっしゃっていましたが、遠隔でやるのがノーマルになってきたので、こういうものを生かして本学の地理的に不利な状況を乗り越えたいと思っています。以上です。

(大野) ありがとうございます。今の応答の間に結構たくさんの質問をいただきましたので、時間の限りはありますが、皆さまの質問にどなたか答えていただく形でこの後進めていきたいと思っています。

先生方、すみませんが指名してご質問していきますので、お答えを考えていただけないでしょうか。

まず、大林委員です。教育委員会の連携についての質問で、教育委員会には人事は人事、研修は研修というふうに部署が分かれています中で、例えば鳴門の今回の取組ではどういう組織で協議されて連携が進み、課題共有の工夫としてどういうものが見られるのか、このあたりをお願いできないでしょうか。

(大野) 次に、これは菅原委員にお願いしてみたいと思います。複数の教職大学院で現職院生修了者にインタビュー調査を行ったところからの思いとして、修了された方がまた教職大学院に通いたいけれども機会がないという課題があって、これはこの委員会の今後のテーマでもあると思います。では、そうしたことにどう対応できるのか。Ed.D.の博士課程も一つの案といえますし、教育委員会が企画する研修と教職大学院が連携することもあります。特に後者を行う場合には、地域の教育センター、教育研究所と役割分担をしつつ連携することが重要になるが、このあたりで皆さまからご意見をいただけないか、という質問です。先ほど菅原委員には、修了後もつながるといったところも言っていましたので、ストレートも含んでくる話になりますが、菅原委員からお答えいただけないでしょうか。

もう一つ、今のところ最後にいただいていたご質問です。教職大学院が地域の教育の核になるには、教職大学院内における対話や教職大学院と教育委員会の対話、さらには教職大学院間での対話が必要になると思われます。そこで、教職大学院で学ぶ院生が共通の課題でオンラインでつながったり、共同で研究できたりすることが、教育委員会との連携からは派生のトピックになるとは思いますが、考えられるのではないのでしょうか。これは可能になるのかということについて、先ほどの紅林委員のお話からすると延長線上になるのではないかと思います、紅林委員にお願いしたいと思います。

それぞれに振りながら紹介したので、その振られたもののご理解が中心になったと思うのですが、他も答えられる場合は答えていただきたいと思います。まずは、ご回答いただけないでしょうか。今度は紅林委員からお願いしたいと思います。

(紅林) 一番大きな問題は、ストレートで入ってきている学生たちの10年後をどう保証していくのかということではないかと私は考えています。多くの現職の先生たちは、10年くらい経験をして、自分の課題を見つけて大学院に来ています。しかし、ストレートの学生たちは、その前に来ていることになります。ですから、10年後をどういうふうに考えてわれわれが取り組むのかということが極めて重要であり、恐らくわれわれがその中で選択しているものが、ともかく教職大学院にいるときに現職の人たちとの関係をしっかりつくること、そのために「共修」を最も重視する形態として採用しているということ。そして先ほど言いましたように、修了後の研究活動、実践活動にわれわれがサポートできるような体制をしっかりと整えていくような形が、今の時点では可能な範囲ではないかということで力を入れているところです。

そして、全国的な院生たちのつながりもすごく重要で、これはNITSがやっている研修が、全国の院生などがつながれる可能性を持っているわけです。実は常葉大学はNITSと連携していて、そのセンターを一部持っています。ですので、全国の院生たち、同じように連携している教職

大学院の院生たちと意見交換ができるようになっていきます。これは本当に院生たちにとってすごく良い経験になっているという感想がもらえているものです。ですから、そういう院生たちのネットワークができていくと、それはすごく価値のあることになるのではないかと感じます。少し長くなってすみません。

(大野) ありがとうございます。やはり可能性が見渡せることと、それをいかに俯瞰して段階意識を持つかというところを言っていたいただいたと思います。次は、大林委員にお願いしたいと思います。

(大林) 短く申し上げたいと思います。まず、どの部署との連携でこれを進めてきたかということですが、主に教職員課と教育センターの職員と話を進めてきました。

もう一つ、どのような協議体でこういうことを進めてきたかということですが、進めていくときは協議体で話をしたというよりも、まず一つ古いバージョンの旧主幹教諭研修で徳島県と鳴門教育大学が一緒になって何年か実績をつくってきたので、そういう関係性があったということが一つです。もう一つは、岐阜大学の管理職養成系で非常に先進的なことをやっているところに、教職大学院の教員と教職員課やセンターの人たちと一緒に視察に行つて、こういうことをすることは大事だねということで合意ができたことがあります。

それからもう一つは、本学の実務家の教員の中で教職員課の課長さんと非常に仲良くなった先生がいて、そういう個人的なつながりでこういうことが実現したということがあるだろうと思います。以上です。

(大野) ありがとうございます。質問にも答えていただきましたし、その上でいかに他の教職大学院とのネットワークを張るかという話を挟みながら、教職大学院と教育委員会の組織間の学修(ラーニング)の大切さに再度触れていただいたと思います。菅原委員、お願いします。

(菅原) 私見になりますが、フォローアップという形でやっているのですが、やりながら感じていることを率直に話すと、やはり教職大学院ならではのものをどう提示するかだと思います。現職教員にとって、もちろん連携は大事なのですが、教育センターやそういったところではできるものと差異化を図っていく必要はないかということなのです。それはやはり教職大学院の持っている研究的な人材と、例えば私のような実務家が「これだったら現場の教師も面白そうだね」というふうに感じられれば、ちょっとハードルが高くても食いついてくるわけです。ですから、他では学べないものを学べる必要があると思います。

これは昨年度のフォローアップセミナーのFacebookでの案内なのですが、夜間中学校のドキュメンタリーを取り上げました。なかなか現場の教員には意識が行かないところですが、このフォローアップセミナーを通して、実は教育にとっては大事なところに気付く、こういうことも大事なのだということを学べる場を設定することは、非常に大事ではないかと思っています。それが学び続けることにつながるのではないかと考えています。以上です。

(大野) ありがとうございます。与えられた時間がほぼ来ておりますので、この後まとめていくことにしたいのですが、今回の発表の中には事前の課題の提起ということで、兵庫教育大学の安藤委員にも入っていただきました。短い時間になると思いますが、今日の全体の討議

について、コメントいただけることがあればと思います。いかがでしょうか。

(安藤) 兵庫教育大学の安藤です。どうぞよろしくお願いします。今日は事前の動画を拝見し、打ち合わせもし、3人の方のお話も聞いて思ったことをお話しさせていただきます。私はカリキュラムを専門に研究しているので、その観点になるかと思うのですが、一つは拡大期で全国化していく中で、地域に着目していく。教職大学院がある地域に着目していったときに、例えばカリキュラムには正解はないと思うのです。やはりその地域の教育課題を解決するために最適なのか、最善のものを私たちはずっと考えていく必要があると思います。

そのためにはニーズを把握していくことが必要です。このニーズというのは、向こう側の要望だけではなくて、やはりこちら側から見て、地域の教育を解決するにはこういうプログラムやこういうアプローチが必要なのだろうというものが必要なのかなと思いました。その上で教育委員会や学校現場と少しずつ対話というのでしょうか、交流を深めながら連携・協働していくことが必要なのではないかと思います。

あともう一つは、その点でいえばプログラムやカリキュラムをどう評価していくのかというところです。つまり、行ったものについての検証をしていくことが必要なのかなと思います。そのときに、特に紅林委員が言ってくださった実験的な実践を積み重ねていくことの可能性についてのご意見は、私もそこは強く賛同するところがあります。

そのときに今後、これは兵庫教育大もそうなのですが、他の教職大学院におかれても、成功したものを華々しく打ち上げるだけではなくて、これをやったけど駄目だったという失敗事例も積み重ねていく。何が悪かったかというデータも集めて、これをみんなで共有して、より地域であるとか、先ほど大林委員からもありましたが、オンラインによる全国化があったときに、そういうものを共有してより質の高い現職教育、これから入っていくストレートの子たちへの教育に益するようなカリキュラムを提供しなければいけないということを、お三方のご発表とフロアからの質問を受けて考えたところです。ちょっと拙い話で申し訳ないのですが、以上にしたいと思います。それでは大野先生にお返しします。

(大野) どうもありがとうございました。時間が超過してしまったことを最初におわびしたいと思います。時間が残っていないのですが、今日は全国化ということでの教職大学院との連携に関して、教職大学院の認知も増している中で、教育委員会との課題の共有から取組をどう起こしていけるかというところが一つの議論としてあったと思います。可能性を開拓し今後見通すということについて、今日パネリストはお示しくくださったと思います。

一方で全国化に関しては、現職教員の派遣の人数の問題や年数をどうするかということについての教育委員会との検討や議論とそういう基盤に関わる課題は、今日は総体的にあまりできていません。また、今日ご質問いただいて回答していただきましたが、教職大学院で例えばストレートから学んで修了された後、引き続き学んでいけるコミュニティを提供する中でできるのか、これを連携の課題として捉え、克服する方策等の枠組みづくりは、今日はあまり深められなかったと思って反省しております。

ですが、現状における可能性から教職大学院の在り方をどのように進めていけるのか、その一步のための工夫は何かといったことについて登壇者からお話をいただけて、このパネルディスカッションを一つの形にできたのは、ご参加の皆さまより大切な質問をいただいたことを含めて今日の成果であったと思います。

進行の行き届かなさをお詫びするとともに、最後に登壇いただいた方に拍手をお願いしたいのですが、それが今日はちょっとできにくい形ですので、心の中でたたいていただいて今日のパネルディスカッションを閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

2020年12月6日 日本教職大学院協会研究大会
パネルディスカッション
「拡大期における教職大学院と教育委員会との連携の課題と取組」

拡大期における教職大学院と教育委員会との連携の課題 (解題)

滋賀大学 大野 裕己(OHNO Yasuki)
兵庫教育大学 安藤 福光(ANDO Yoshimitsu)



1. はじめに

- 教職大学院の「拡大期」
2008年度 教職大学院発足(19大学)
2018年度 教職大学院の「全国化」(54大学)
※当面、修士課程の教職大学院への一本化(定員増加)も進行

→概ね各都道府県に教職大学院が設置された状況で、教職大学院と教育委員会がどのように連携を取るか?

→「拡大」に伴う新たな状況も(教職大学院のかたちの多様化/教職大学院間アライアンスでの教育委員会連携)



2. 拡大期における連携の様相

- 2011年度会員大学調査時(総定員830/現職教員356)
研修定数での教員「派遣」の拡大・運用(教委との取決形式・期間)
修了後における処遇(現職/直進学生)
派遣教員等への経済的支援
実務家教員人事に関する連携
- 2018年度会員大学調査時(総定員1409/現職教員669)
「拡大期」での「派遣」教員数増加も上げ止まり?14条規定修学の増加
(研修定数拡大・運用以外の現職教員修学の考え方・内実の必要)
派遣教員の研究課題をめぐる連携
研修の協働化(行政研修受講単位化/直進学生の初任研免除)
各種連携における個人的連携→組織的連携



3. パネルディスカッションの概要

- 解題「拡大期における教職大学院と教育委員会との連携の課題」
2011・2018年度会員大学質問紙調査を踏まえた、拡大期(全国化)における教職大学院と教育委員会の連携の課題を整理
- 教職大学院取組報告
報告者ごとに重みある「連携のポイント」を定め、「当該教職大学院の具体的取組」「当取組に関わる「連携」の実際と課題」「考察」の順に報告
- 菅原至委員(上越教育大学) 教職大学院授業・実習とかかる連携
紅林伸幸委員(常葉大学) 研修の協働化
大林正史委員(鳴門教育大学) 研修の協働化・アライアンスでの連携



4. 拡大期における課題(2011/2018年度調査の結果から)

- 【パネリストによる発表】
- 実習・授業の課題(菅原委員)
・派遣年数による実習や授業の内容への影響の検討が必要
例)1年派遣:40%→14%
2年派遣(14条適用):28%→42%
2年派遣(限定なし):32%→28%
その他:16%(2018調査のみ)
- 研修の協働化(紅林委員)
・修了者に対する初任者研修の免除など、インセンティブの検討が必要
例)初任者研修(一部)免除を行っている:16%→20%
初任者研修(一部)免除を行っていない:80%→80%
- 教育委員会との連携の深化(大林委員)
・教育委員会との連携による新しい取り組みの検討が必要
例)行政研修への講師出向:52%→66%
行政研修の共同開催や企画協議への参加:28%→56%



5. 拡大期における課題

- 【その他調査結果から】
- 派遣教員への経済的支援
・派遣される教員への経済支援や研究支援の拡充が必要?
例)授業料免除を行っている:12%→48%、行っていない:88%→52%
その他経済的支援を行っている:28%→34%、行っていない:68%→66%
・「派遣」という言葉の意味、授業料負担は誰がすべきか?
- 派遣院生の修了後の人事措置
・自身の今後のキャリアの展望が学習に影響する?(人事なので絶対はないが)
例)人事措置を行っている:12%→24%、行っていない:84%→72%
・学びの促進/制限の両面を見据えることが必要?
・人事傾向を把握して、教育意図に反映させることが必要?
- 研究課題の設定(2018調査のみ)
・大学と派遣元との研究面での連携深耕に関わってくる?
例)研究課題の設定を行っている:20%、行っていない:80%
・院生の研究上の主体性を尊重しつつ、大学と派遣元との連携・調整の必要性



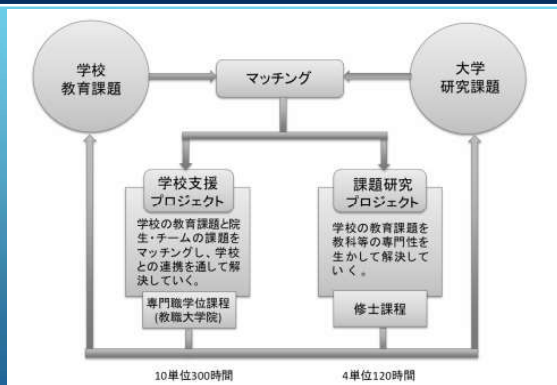
学校実習等を踏まえた教育実践研究 -教職大学院の学修と教育実践の間に着目して-

報告の骨子

- ①課題意識（学校現場に役に立つということとは？）
- ②学校実習（学校支援プロジェクト）の枠組み
- ③学校実習等を踏まえた教育実践研究の紹介
- ④事例の考察
- ⑤教職大学院と教育委員会・学校との関係

上越教育大学教職大学院現代教育課題研究コース・教授
発達と教育連携領域 菅原 至

学校支援プロジェクト



上越教育大学HP『学校実習の手引き』（PDF版）
https://www.juen.ac.jp/070graduate/in_gakkoujissyu.html（2020年10月18日 アクセス）

ゼミにおける学校実習先 ⇒小・中・高等学校、教育委員会

- ①個人の課題関心とつながるフィールドワーク先の確保
- ②院生の問題関心のなかに学校課題の解決にもつながるところがある。

《院生の研究テーマとの関連》

小学校・中学校・高校との連携
コミュニティ・スクールの課題
学校と地域との連携
授業スタンダードの設定プロセス
専門高校と社会とのつながり

リフレクション（振り返り、省察、内省）

- ▶ 中原淳・金井壽宏(2009), 中原淳(2012), 竺沙 知章 (2016)、佐古(2017)
- ▶ 個人の経験から獲得した経験的な知識の課題

アンラーン(unlearn), 学びほぐし

当たり前と信じていた知識や仮説を問い直す

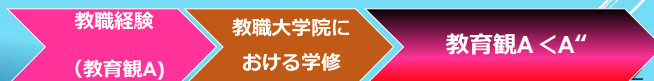
学修や研究によるリフレクティブな営み

アドバイザー等の大学教員、仲間との対話

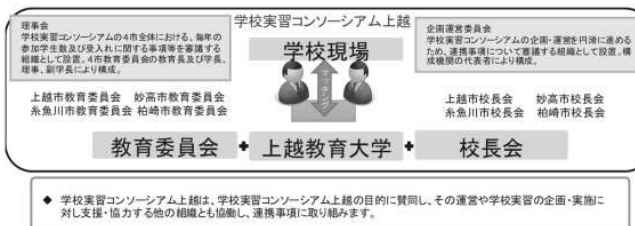
7

教職大学院の学修と教育実践の間をつなぐ ～「学校現場に役立つ」という言説～

- ・「学校現場に役立つ」という観点での教職大学院への期待があるが、このことは何を意味するのだろうか？
- ・現職教員が教職大学院での学修を通して獲得したであろうことは教育実践の場でどのような意味をもっているのだろうか？



学校実習コンソーシアム上越



- ・令和2年度版『学校実習の手引き』では、過去5年間で4市で229校、4市を除く新潟県39校、新潟県外4地域（延べ数、教育委員会も含む数）となっています。令和2年度は200人を超える院生が学校実習に参加しています。

上越教育大学HP『学校実習の手引き』（PDF版）
https://www.juen.ac.jp/070graduate/in_gakkoujissyu.html（2020年10月18日 アクセス）

教職大学院の学修と教育実践の間をつなぐ ～振り返りと教育実践研究～

- ▶ 余計なこと考えず、目の前にある「課題」に集中せざるを得ない状況。
- ▶ 現場で獲得してきた「経験知」を生かすためにも、教職経験で獲得してきた前提、思い込み等とどのように向き合うかは、大きな課題となる。

教職経験について
語ることの難しさ

教職経験について
語るための道具

6

教職経験を振り返り、教育実践研究に結び付ける

・共通科目、専門科目等

・教育経営総合演習
（院生と6人の教員）
・リフレクション

教育実践研究

入学当初の
教職経験の
振り返り

学校支援フィールド
ワーク

ゼミでの検討

8

経験学習サイクルと教職大学院の関係



Kolb, David A.. *Experiential Learning*. Pearson Education. Kindle 版, 2015及びディビッド・コルブ、ケイ・ピーターソン (中野真由美訳) 『最強の経験学習』辰巳出版をもとに筆者作成

第2期（7月中旬～9月） 生徒参加、主権者教育等への着目

研究構想発表会（7月中旬）

教育経営総合演習レポート （9月下旬）

子どもが置き去りにされているのでは？

子どもの学校運営参加への着目

▶戦後の歴史の探索（生徒自治、生徒参加、60年安保闘争、「69通達」・・・）

第4期（学校現場に戻る4月～）

教頭に昇任し、新たな現場での教育実践・学校経営

教職大学院修了後にY中学校に異動（教頭昇任）

- 教育実践・学校経営にかかわる
- Y中の実態の把握、校長との考え方のすりあわせ
- Aさんの市民性教育等へのアンテナの感度の高まり
- 職員室での生徒会顧問の話題
- 生徒会執行部や生徒会顧問の校則見直しへの動きを支えるAさん
- 教育観A < A''

「学んだことを生かす種は、日々の実践の中にある」
（Aさん）
（第4期後のインタビューから）

修了後の学校現場等で、関係者とともに課題を設定すること

- 様々な教育課題を目の前の子どもや保護者、地域を視野に入れながら設定し直す。
- 教職経験と学修経験の統合

積極的行動

Aさんの教職大学院の学修と教育実践の間 第1期（4月～7月前半）

コミュニティ・スクール（CS）の運営に対する疑問（なぜうまくいかないのか？）

- 実践者としてかかわりながら「なぜ、CS導入は難しいのか？」
- 「CSとは何か」「CSが目指すものは何か」
- 理論上の定義と現実の運営の狭間にあるものは？

T小学校を学校実習先として選択

第3期（10月～12月・・・）

さらなる先行研究の検討とフィールドワーク先として在籍校をプラスする

研究中間発表会（11月中旬）

- かつてこの実践に関係する生徒、校長、同僚、卒業生等からの聞き取り、校則の見直しの意義を確認していく。
- 自らも生徒会の担当者の一人として関与したが、そこに意義を見いだせていなかった校則見直しの実践に新たな光を当てる（修了後のインタビューから）。
- やらざるを得ないものであった過去の自分を振り返る：傍観者的・他律的にかかわり（修了後のインタビューから）
- 教職大学院における教育実践研究によって過去の自分と向き合う

Aさんの新たな教育観をもとにした協働的な教育実践（第4期後のインタビューから）

立体的にとらえることができた（Aさん）

- 誰がどうサポートすればいいかが見える
- いろんなゴールや仕掛けが見える
- 現象をとらえる
- 協働を生み出す
- 見通しを描く

教職大学院での内省的検討、抽象的思考を促す教育実践研究とつながった教育実践

学校実習等を踏まえた教育実践研究の取組から見えてきていること（実践を踏まえて）

- ①学校実習の重要性をとらえるには時間がかかった。
- ②「学校現場に役立つ」ことには、短期的なものだけでなく「教育観の変容」「違った考え方」での教育実践の展開といった長期的な視点にも着目する必要がある。
- ③「学校現場に役立つ」だけでなく、「保護者や地域に役立つ」という視点も重要

教職大学院と教育委員会・学校との関係 ～研究に開かれた関係の形成～

学校実習コンソーシアム上越



- ① 学校等の現場の課題解決をともに考え、解決しようという継続的な姿勢
- ② 教職大学院と実習先をつなぐ実習コーディネーターの存在（特任教員等の存在）
- ③ 様々なルート・フェイズでの大学と地域との連携・協働の創出と継続
- ④ 学校現場レベルでの研究的な取組を大切にする教員文化

経験学習サイクルから見た教職大学院と教育委員会・学校との関係



Kolb, David A.. Experiential Learning . Pearson Education. Kindle 版, 2015及びデイビッド・コルブ、ケイ・ピーターソン（中野真由美訳）『最強の経験学習』辰巳出版をもとに筆者作成

研修の協働化

静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラムについて

常葉大学 紅林伸幸

静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム

https://ja-jp.facebook.com/permalink.php?story_fbid=621983691329316&id=112356935625330

【全国初の取り組み！初任者研修を一部免除！！「静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム」に関する協定を締結しました】（2017年4月3日）

静岡県教育委員会2017年4月3日

【全国初の取り組み！初任者研修を一部免除！！「静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム」に関する協定を締結しました】

静岡大学教職大学院と常葉大学教職大学院への入学を検討されている方は必見です！！

静岡県教育委員会・静岡大学教職大学院・常葉大学教職大学院が連携し、「静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム（以下「協働プログラム」）」を編成しました。

この協働プログラムを全て受講・修了した教職大学院生が、本県公立小中学校教員として採用された場合、所属長の判断により初任者研修の一部を免除することができます。

教職大学院と連携した初任者研修免除プログラムは全国初の取り組みです。

静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム

https://www.center.shizuoka-c.ed.jp/bbses/bbs_articles/view/218/cdbb268f71ff7e9c3f9db508115d6396?frame_id=263

静岡県総合教育センターホームページ お知らせ
「初任者研修協働実施プログラムを実施しました（08/28）」

初任者研修協働実施プログラムを実施しました（08/28）

静岡県では、静岡大学・常葉大学の両教職大学院と、初任者研修協働実施プログラムを実施しています。2年間の教職大学院修士課程在学中に、小中学校教諭対象の初任者研修の一部を受講することで、本県採用後に所属長の承認のうえ、当該内容の初任者研修が免除されるというプログラムです。今回は、8月24日、25日に静岡大学教職大学院で実施した、「特別活動」の講義について報告します。

＜初任者研修協働実施プログラムの概要＞

(1) 教職大学院と静岡県総合教育センターが共同で実施する「共同実施科目」（11時間）

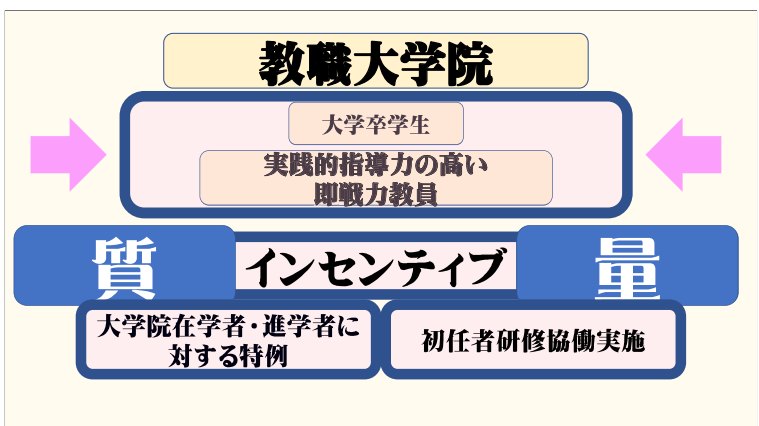
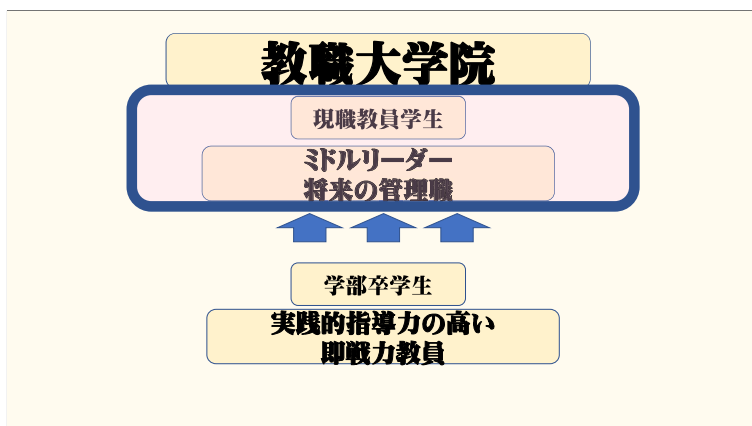
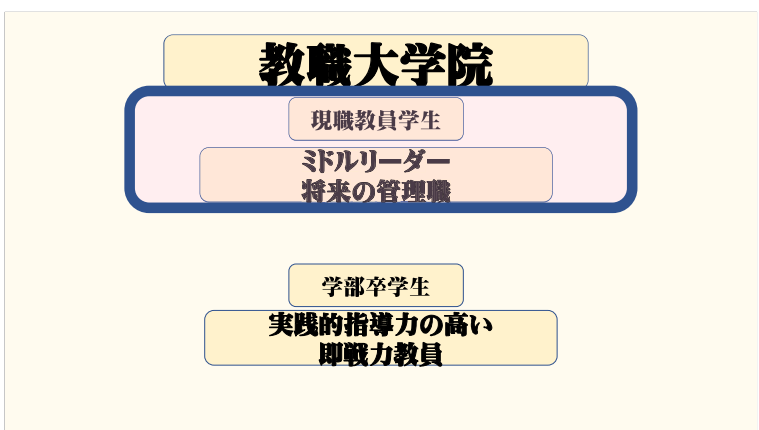
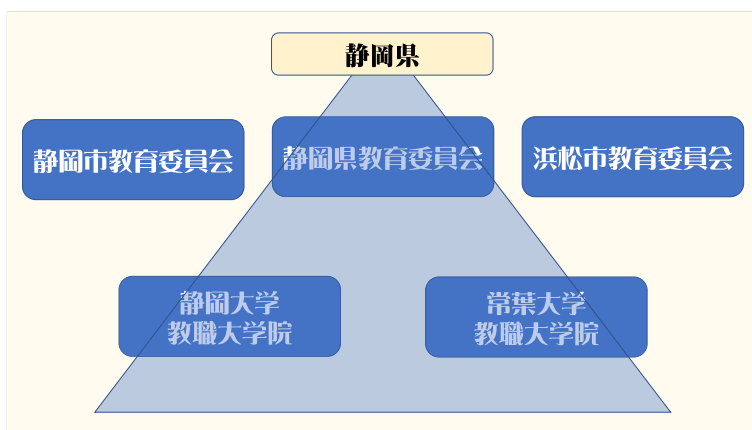
(2) 各教職大学院が開講する授業科目のうち内容がセンターの実施する初任者研修に相当するもの「相当科目」（22時間）

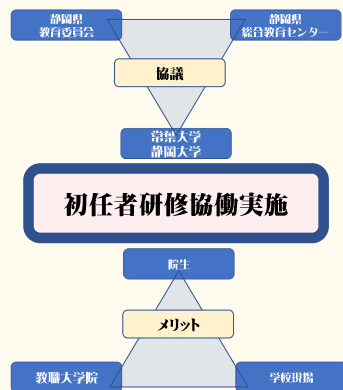
(3) 各大学における実習を初任者研修校内研修相当と承認する「相当実習」（90時間）

※協働プログラムの総時間数は、120時間以上とする。

＜初任者研修協働実施プログラムの開始時期＞

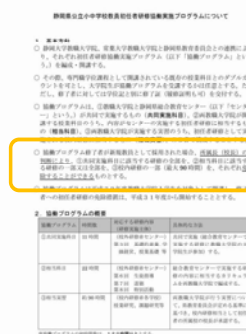
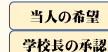
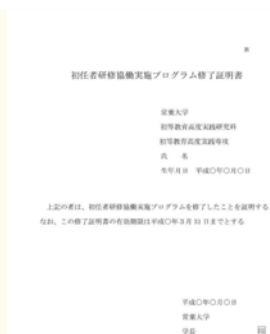
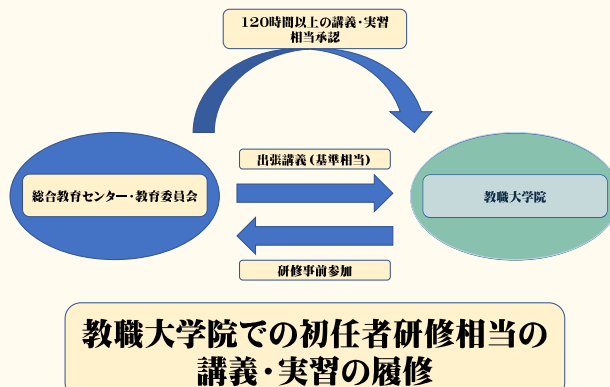
平成29年度教職大学院入学生を対象として開講し、修了者への初任者研修免除措置は、平成31年度から開始とする。





- ◆共同実習科目11時間センター研修
院生時代にセンターで受講
【研修事前参加】
- ◆相当科目22時間センター研修
院生時代に教職大学院で編成
【出張講義】
- ◆相当実習90時間校内研修
教職大学院の実習において
【基準認定】

相当する研修の



免除

初任者研修協働実施プログラムに関わる受付について

(1) 第5、7、8回の受付は行わない。

(2) 第2、4回の静東地区の免除者の場所は三島市民文化会館。

[illegible]

- ※「所長挨拶」及び諸教員「勤務・服務・給与」については、善護教諭、学校長兼職員「研修員」が参加する。
- ※諸教員「接遇」のテーマについては、善護教諭、学校長兼職員「研修員及び「静岡県公立中学校教員初任者研修協働実施プログラム」を受講する教職大学院生が参加する。
- ※諸教員「敬称」については、「静岡県公立中学校教員初任者研修協働実施プログラム」を受講する教職大学院生が参加する。

10 その他

- ① 受付は、研修員番号により行うため、研修員各簿に示す研修員番号を事前に確認してください。
- ② 研修にふさわしい服装で参加する。
- ③ 自然災害等による研修の中止等の情報は、静岡県総合教育センターで決定次第、センターホームページの「お知らせ」に掲載する。
- ④ 「静岡県公立小中学校修業初年者研修協働実施プログラム」修了者は、所属長の判断により、講座「抱っこマナー」及び「看護学修習」を受講しないことがある。

平成31年度 第2回初任者研修(小・中)－センター研修実施要項(静西)

一年前の研修参加

※「所長挨拶」及び「京浜職員の研修」

※講義「指導スキル」については、**後述**の**教諭・学校支援職員**の**研修**及び「**静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム**」を受講する**教員大学院生**が参加する。

※講義「**経緯**」については、「**静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム**」を受講する**教員大学院生**が参加する。

10 その他

- (1) 受付は、研修員番号により行つたため、「研修員名簿」に示す研修員番号を事前に確認しておくこと
- (2) 研修にふさわしい服装に参加する。
- (3) 自然災害等による研修の中止等の情報は、静岡県総合教育センターで決定次第、センターホームページの「お知らせ」に掲出する。
- (4) 「静岡県立初中学校教員初任者研修協議実施プログラム」修了者は、所属長の判印により、諸善「協議プログラム」及び諸善「学級経営」を受講しないこととする。

一年後の研修免除

一年後の研修免除

大学の履修証明制度に関するQ&A

文部科学省HP 大学等の履修証明制度について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/

大学の履修証明制度の創設

たくさんの
社会人が学ぶ
大学にー

文部科学省H1y

大学等の履修証明制度について

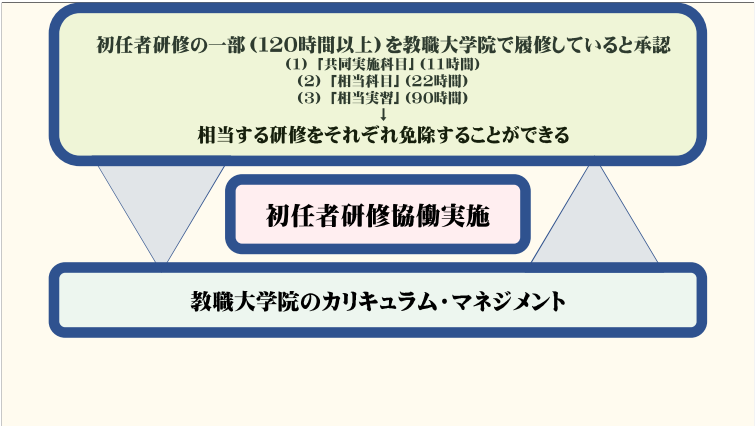
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/

120時間以上

昭和22年学校教育法施行規則

60時間以上

平成31年学校教育法施行規則一部改正



第2 留意事項

1 大学等における履修証明制度の実施に当たっては引き続き、平成20年1月23日付け文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政 令等の整備について（通知）」【本通知別添2】の別添2「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」を参照すること。

2 今回の改正により、総時間数が60時間以上120時間未満の講習又は授業科目についても新たに履修証明プログラムとして開設することが可能となるが、それらの特別の課程についても、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。また、履修証明プログラムを開設する大学等においては、特別の課程の体系的性の確保のために、その編成や教育方法等について一層の工夫が望まれること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

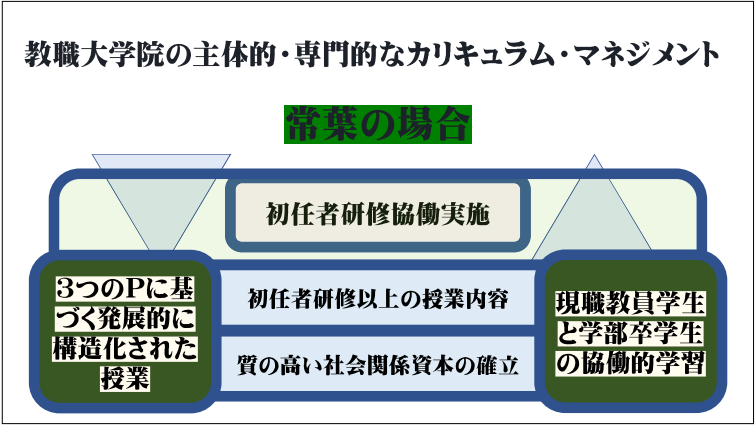
第2 留意事項

1 大学等における履修証明制度の実施に当たっては引き続き、平成20年1月23日付け文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政 令等の整備について（通知）」【本通知別添2】の別添2「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」を参照すること。

2 今回の改正により、総時間数が60時間以上120時間未満の講習又は授業科目についても新たに履修証明プログラムとして開設することが可能となるが、それらの特別の課程についても、単に講習又は授業科目の総時間数が一定の時間数に達しているだけでなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。また、履修証明プログラムを開設する大学等においては、特別の課程の体系的性の確保のために、その編成や教育方法等について一層の工夫が望まれること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

履修証明プログラムを開設する大学等においては、特別の課程の体系的性の確保のために、その編成や教育方法等について一層の工夫が望まれる



実践的教材開発研究(道徳)
=相当科目22時間の一つ

現職教員学生5名 学部卒学生7名

専門職である教師による道徳の授業実践
反省的実践

道徳の授業モデル ARにおける実践 授業モデルの修正

常葉大学教職大学院 R2.10実施 WEB調査

「初任者研修協働実施プログラム」の成果と課題

「初任者研修協働実施プログラム」とは、教職大学院においてそれを履修した修了者が静岡県で新規教員として採用された場合、所属長（校長）の判断により、①共同実施科目に該当する研修の全部、②相当科目に該当する研修の一部又は全部、③校内研修の一部（上限90時間）をそれぞれ免除することができる仕組みです。あなたが受けた、あるいは現在受けている初任者研修に基づいて、回答してください。

Q1 「初任者研修協働実施プログラム」に基づく研修免除の利用状況

	利用できる 免除は全て 利用した (している)	利用できる 免除の一部 を利用した (している)	利用できる 免除はほと んど利用し なかった (していない)	利用できる 免除をま ったく利用 しなかった (していない)	校内の研修の免除は利用しやすく、免除にメリットがある。校外の研修は利用しにくく、受講することによりメリットがある。制度の現場への周知が十分だったことの指標もあるが、全体としてみれば本人の選択によるものと理解できる。
Q1A 利用度〔①基礎的素養、学級経営、授業基礎等のセンターで実施する基礎的な研修〕	0	1	1	1	
Q1B 利用度〔②生徒指導、道徳、特別活動等のセンターで実施する特定科目の研修〕	0	1	1	2	
Q1C 利用度〔③校内研修(授業研究、課題研究等)の一部〕	1	3	0	0	

Q2 教職大学院修了者にとっての「初任者研修」の意義

	ほぼすべて 受けた方が 良い	ほとんどは 受けた方が 良い	受ける必要 がないもの がかなりあ る	ほとんど受 ける必要が ない	
Q2A 受ける意義①基礎的素養、学級経営、授業基礎等のセンターで実施する基礎的な研修	2	2	0	0	全体として初任者研修は受けるメリットがあると理解されている。ただし、本結果はあくまでも免除を利用した上での評価である(「特定科目」は免除を受けなかったことが評価に影響していると考えられる)。
Q2B 受ける意義②生徒指導、道徳、特別活動等のセンターで実施する特定科目の研修	0	3	1	0	
Q2C 受ける意義③校内研修(授業研究、課題研究等)の一部	2	2	0	0	
Q2D 受ける意義④教科指導、教科に関わるセンターで実施する研修	2	2	0	0	
Q3 教職大学院の修了者は初任者研修の一部を受けなくて良いとする「初任者研修協働実施プログラム」を、あなたはどの程度良い制度だと評価しますか。	2	2	0	0	

Q5 「初任者研修協働実施プログラム」に対する意見

	とてもそう 思う	まあそう思 う	あまりそう 思わない	協働実施授 業(研修相 当授業)	教職大学院の授業に「協働実施授業(研修相当授業)」がたくさん入ってくることは、必ずしも肯定的な期待はされていない。教職大学院の学習内容が一定程度現場の実践的知識に対応していると評価されている。研修に参加することには、研修内容以上の意義があると理解されており、それが本人の判断で免除可能な研修にも参加することに繋がっていると考えられる。
Q5 A 免除できる研修時間をもっと増やした方がよい	0	2	2	0	
Q5 B 教職大学院で行う協働実施授業(研修相当授業)の時間数を増やした方がよい	0	0	4	0	
Q5 C 初任者の希望通りに免除されるようにした方がよい	0	1	3	0	
Q5 D 初任者の希望に関わらず免除される研修は決めてしまった方がよい	1	1	2	0	
Q5 E 初任研と教職大学院の授業は別物であるべきだ	0	1	3	0	
Q5 F センター等の学校外で実施される研修に参加することには研修内容以外の価値もある	3	1	0	0	
Q5 G 教職大学院修了者向けの初任研が必要だ	1	1	1	1	

履修者の評価と期待の声(複数回答)

初任研で聞いておいたことがすぐに、4月から使えるメリットがあるため、その点は良かったし、本来初任者もそうした方が良かった。初任研の様子が分かり、更に緊張感を持てるため。しかし、学級がないため話の土台が違い、難しい。

校内研修の免除時間を増やす。その代わりにセンターの研修は受けるべきものにする。

初任者と指導教員で話し合い、研修時間や内容を個々により合わせた形にすることができる。

学校での空き時間が増える。

プログラムの概要を赴任先に伝えて欲しい。-中略-交流は必要なので、座学で受けなくて良いものはそのように設定して欲しい。希望制はほとんど行くことになると思う。

「初任者研修協働実施プログラム」を活用している初任者同士や、その初任者達の指導教員が集まる場があると、情報共有ができて、ありがたいと思います。プログラムを活用することができ、いろいろと助かりました。

先生

質の高い教師教育

教職大学院

学校現場

教職大学院

質の高い連携

教育委員会

学校現場

参考サイト等

静岡県教育委員会Facebook
https://ja-jp.facebook.com/permalink.php?story_fbid=621983691329316&id=112356935625330

静岡県総合教育センターHP
https://www.center.shizuoka-c.ed.jp/bbses/bbs_articles/view/218/cdbb268f71f7e9c3f9db508115d6396?frame_id=263

文部科学省HP 大学等の履修証明制度について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/

令和2年度日本教職大学院協会研究大会
パネルディスカッション「拡大大期における教職大
学院と教育委員会との連携の課題と取り組み」

鳴門教育大学教職大学院と徳島県教育委員会の連 携の取り組み ―広域連携型「四国地区次世代リー ダー育成プログラム」を中心に―

教育委員会等連携委員会委員

鳴門教育大学
大林正史

四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センターとは

- ・ 地域における教員研修の拠点として、「現職教員研修の高度化」を推進する組織
- ・ 2017(平成29)年8月の「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」において、各地域における教職大学院と教育委員会間の教員研修の体系化における連携を深めるとともに、全国的な研修機関である独立行政法人教職員支援機構(以下「支援機構」)との緊密な連携のもとで、地域のニーズに沿った教員の資質・能力の向上を図り、学び続ける教員への支援を行うことが提言。
- ・ 2019年4月1日(月)、支援機構と四国地域の国立教員養成大学・学部の教職大学院及び教育委員会間の連携による四国地域の研修の高度化を目指し、「教職員支援機構・四国地域教職アライアンス」が発足。これに伴い、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学に地域センターを設置。
- ・ 地域ブロックとして複数大学が連携し、地域センターを設置・運営する体制は全国初の試み。

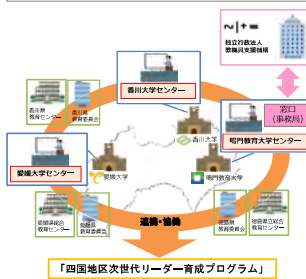
引用:四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センターwebページ
<https://www.naruto-u.ac.jp/center/stac/>

独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンスセンター 事業計画 (1/2)

広域連携型「四国地区次世代リーダー育成プログラム」構築

○四国地域の特色を生かした広域連携型プログラムの構築

四国地域の特色を生かした広域連携型プログラムの構築
四国地域の特色を生かした広域連携型プログラムの構築
(当該プログラムは随時改訂プログラム化を目的とする。)



○プログラム内容

以下の7つのSP(サブプログラム)により、プログラムを構成します。

SP名	プログラム内容	実施機関
SP1	国・公立学校教員・准教員(教員免許取得者、教員免許取得者)の研修	各大学・各教育委員会
SP2	国・公立学校教員・准教員(教員免許取得者、教員免許取得者)の研修	各大学・各教育委員会
SP3	社会の発展と子供の心・健康増進を目的とした研修	各大学・各教育委員会
SP4	教育・福祉と小中学校教員研修	各大学・各教育委員会
SP5	プログラミング教育とICT教育研修	各大学・各教育委員会
SP6	生涯学習と市民教育の推進	各大学・各教育委員会
SP7	国際交流・国際化推進	各大学・各教育委員会

※SP1～SP7は、計40時間研修の単位化を予定(一部、令和2年度から移行)

※対象者:現職教員等

2実施スケジュール(2019年度を踏まえた計画の変更)

2019年度	2020年度	2021年度
3センター、研修会の開催による「四国地域教職アライアンスセンター」の発足	各大学・各教育委員会による「四国地域教職アライアンスセンター」の発足	各大学・各教育委員会による「四国地域教職アライアンスセンター」の発足
SP1(令和2年度)3大学・7教育委員会によるシンポジウム(テーマ:次世代リーダー)	SP2(令和2年度)鳴門教育大学で主幹教諭研修を実施	SP3(令和2年度)鳴門教育大学で主幹教諭研修を実施
SP4(小学校英語)	SP4(小学校英語)	SP4(小学校英語)
SP5(道徳教育)	SP5(道徳教育)	SP5(道徳教育)
SP6(ICT教育)	SP6(ICT教育)	SP6(ICT教育)
SP7	SP7	SP7

独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンスセンター 事業計画 (2/2)

広域連携型「四国地区次世代リーダー育成プログラム」構築

1 四国地域教職アライアンスセンター組織図(令和2年度に構築)



2 各県における教員研修の協議会等の役割

(1)教員育成目標と連動した教員研修に関する計画・実施・評価
(2)各県に特有の教育課題の検討

3 四国地域教職アライアンスセンターの役割 検討委員会

(1)各県における協議会での協議内容を基に、それぞれの大学・教育委員会・NITSの持つ特徴的機能を発揮し、協定できる研修構築に関する検討
(2)養成・採用・研修の一体化に資する教職大学院授業の研修化の検討と研修の単位化についての検討

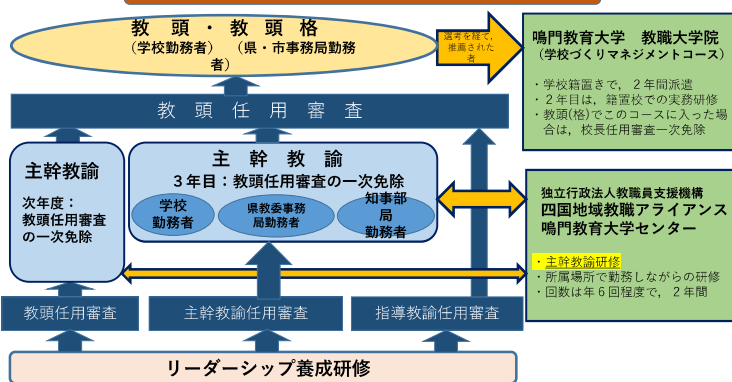
4 四国地域教職アライアンスセンター検討委員会委員

教育委員会:徳島・香川・愛媛教育委員会教員研修担当者
大学:鳴門教育大学・香川大学・愛媛大学センター担当者

4 令和元年度活動報告及び令和2年度計画

令和元年度活動	令和2年度計画
鳴門教育大学 OSP2「次世代リーダーマネジメント」について、主幹教諭を対象とした「School Leader Management Project」(SP2)として実施。 OICTを活用した新たな学びに対応するためにICT教育を展開できるような機器を整備。 OSP3「いじめ防止」をSPプロジェクトと合同で実施。 OSP4「小学校英語」を2回実施。	O主幹教諭を対象とした「School Leader Management Project」(SP2)として実施。 ONITSのコンテンツを活用した四国地域教職アライアンス研修講座の企画。 OSP3「いじめ防止」をSPプロジェクトと合同で実施。 OSP4「小学校英語」を2回実施。
香川大学 OSP3「道徳教育」を実施(令和2年2月)。参加者数77名(香川53名、徳島10名、高知6名、愛媛2名、その他6名) OSP4「小学校英語」を実施(令和2年2月)。参加者数15名。	OSP3「道徳教育」を6月、10月、1月に実施予定。(香川県教育センターとの共同による実施。10月開催分はNITSとの合同によるセミナーを企画)。 OSP4「小学校英語」を2回実施。
愛媛大学 OICTカレッジの設置を行い、同室においてSP5「ICT教育活用」に係る公開講座(Web会議システム)の構築、Webアンケートシステム(演習)を実施。参加者数14名。 ONITSが作成しているオンデマンド・デジタル教材を参考に、校務支援の教材開発に着手。	O「学校組織マネジメント講座」(全15時間)を開講。12月、1月に実施予定。(つくば中央研修で山口教員が提供した講座をベースとする)。 OICT教育講座を更に発展させた講座(全15時間)を開講(一部はオンデマンド教材。将来的にNITSのWebコンテンツ掲載を予定)

School Leader Management Project



令和2年度・令和3年度 主幹教諭研修実施要項(1)

1 目的

県内の小学校・中学校の新たな主幹教諭の指導力及び組織マネジメント力等を高め、学校組織の活性化を図るとともに、未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる次世代スクールリーダーの育成を目的とする。

この研修は、「徳島県教育委員会」と「独立行政法人教職員支援機構(NITS)・四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センター」が共同で実施する。

2 研修内容

職務、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、教育法規、防災・リスクマネジメント、コーチング、生徒指導、人権教育、特別支援教育、地域との連携等

3 研修期間

2年間

4 期日、時間

1年次 6日
2年次 6日

令和2年度・令和3年度 主幹教諭研修実施要項(2)

5 場所

鳴門教育大学地域連携センター内
独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センター

6 受講者

令和2年4月1日任用 小学校主幹教諭及び中学校主幹教諭のうち、希望者から選抜(教育委員会事務局等勤務者を含む)

	～10年	11～16年	17年～25年	25年～	計
小学校	3(1)	3			6(1)
中学校	1	4	2	1(1)	8(1)
機関等勤務者		2	2		4

(1)は女性

7 日程

9:00～16:00 (12:00～13:00 昼食)

令和2年度・令和3年度 主幹教諭研修実施要項(3)

8 研修内容

実施例

9:00～12:00	○前回の研修に関する評価 ○テーマに即した講義、演習	大学教員 (鳴門教育大学センター教員) 総合教育センター指導主事
13:00～15:00	○テーマに即した講義、演習 ○グループ協議 ・現任校の取組と課題 ・改善方法の策定	大学教員 (鳴門教育大学センター教員) 総合教育センター指導主事
15:00～16:00	○テーマに即した小論文作成 ○法規演習	

令和2年度・令和3年度 主幹教諭研修実施要項(4)

9 受講に関して

(1)事前学習について

・主幹教諭研修プログラム(第1回研修で配付)の「事前学習NITS教材」に示されているNITS(<https://www.nits.go.jp/materials/>)のオンライン教材を、研修日までに1つ以上視聴しておくこと。その事前学習をもとに講義・演習を行う。

(2)レポートについて

・2回目以降の研修では、研修テーマに沿った勤務校の現状をまとめたレポートを持参する。
・事前に、様式中の「1 学校(自分)の現状」「2 主幹教諭として特に焦点化して取り組みたいこと」の2項目について記述しておくこと。
・このレポートをもとにグループ協議を行い、受講後に「3 進めていく上で留意する点」について記述する。

(3) その他

・毎回の研修で、レポートと小論文を提出する。提出後、担当者が添削した後、事前に登録しておいた各受講者の電子メールアドレスに、PDF形式で送付する。
・2年間の研修を履修後、研修修了証明書を発行する。



令和3年度主幹教諭研修プログラム(案)①

年次 回	科目名	概 要	事前学習 NITS教材	授業 形態	時間 数	単 位	開 講 時 期	担当教 員
1年次 第1回	職務の基礎	教育大綱、教育振興計画など教育施策の実施に関わる学校経営について	第1回主幹教諭研修	講義・演習 ・徳島教育大綱・振興計画第3期と働き方改革 ・コンプライアンス研修・職務研修・実践報告	6時間	0.4	1年次	県教育委員会
1年次 第2回	学校組織マネジメント	学校経営と組織マネジメントについて	No1「学校組織マネジメントⅠ(学校内外環境の分析)」 No2「学校組織マネジメントⅡ(学校ビジョンの検討)」 No19「学校組織マネジメントⅢ(人材育成)～教職員が育つ学校づくり」 No52「学校財務マネジメント」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	1年次	久我直人
1年次 第3回	教育行政と教育法規	教育行政の根幹である教育法規の具体的な運用	No11「教育と法Ⅰ(学習指導要領と教育課程の編成)」 No12「教育と法Ⅱ(生徒指導)」 No39「教育と法Ⅲ」 No40「教育と法Ⅳ」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	1年次	前田洋一 県教育委員会

令和3年度主幹教諭研修プログラム(案)②

1年次 第4回	チーム学校と人財育成	協働性と同僚性・学校組織と教員エンパワーメント	No3「チーム学校の実践を目指して」 No16「人材育成とコーチング」 No43「教育現場におけるコーチングコミュニケーション」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	1年次	前田洋一
1年次 第5回	学校とリスク・クライシスマネジメント	防災教育・生活安全・リスクマネジメント・保護者対応	No26「災害安全～災害から生き抜く力を育む防災教育～」 No22「生活安全」 No44「リスクマネジメント～学校の危機をいかに防ぐか」 No64「災害から考えるリスク・マネジメント」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	1年次	阪根健二
1年次 第6回	メンタルヘルスと働き方改革	教職員のバーンアウト、メンタルヘルス	No31「教職員のメンタルヘルス・マネジメント～管理職に求められる個別対応～」 No50「学校における働き方改革「先生が忙しすぎる」をあらかじめ」 No59「働き方改革時代の管理職に求められるタイムマネジメント・スキル」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	1年次	小坂浩嗣



令和3年度主幹教諭研修プログラム(案)③

2年次 第1回	いじめ・不登校対策	法的定義と社会通念・学校の先生方 いじめ対策と不登校対策	No 8「いじめ対策のポイント」といじめ防止基本方針の改定」 No48「いじめ問題に関する保護者との連携、信頼関係構築の在り方」 No15教育相談に関するマネジメントの推進 No45ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応 No47「不登校児童生徒の支援と教育相談」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	阿形恒秀 吉井健治
2年次 第2回	特別支援教育	特別に配慮を要する子どもと学校・学級・教師・保護者	No17「特別支援教育の実践」 No20「特別支援教育総論～学習のユニバーサルデザイン・段階的な対応・合理的配慮」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	大谷博俊
2年次 第3回	人権教育	人権教育 道徳教育	No30「人権教育」 No13「生徒指導」 No 5「道徳教育」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	芝山明義 池田誠喜



令和3年度主幹教諭研修プログラム(案)④

2年次 第4回	学校と地域	コミュニティースクール・学校地域活性化	No24「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ No51「地域と共に創る教育～隠岐島前高の探究的な学びが目指すもの～」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	大林正史
2年次 第5回	学校のリーダーシップ	リーダーシップ研究 の展開と課題・リーダーシップ・アプローチの開発	No49「地域の教育活性化とスクールリーダー」 No51「地域と共に創る教育～隠岐島前高の探究的な学びが目指すもの～」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	露口健司 (愛媛大)
2年次 第6回	カリキュラムマネジメント	カリキュラムマネジメント	No21「カリキュラム・マネジメントとは」 No18「総合的な学習の時間とカリキュラム」 No10「総則とカリキュラム・マネジメント」	講義・演習 現在の勤務の現状報告 課題についてラウンドテーブル	6時間	0.4	2年次	未定



主幹教諭研修の成果(2020年度)

回数	科目名	育成目標項目	役にたつ 人数	%	無回答 人数	%
第2回	学校経営と組織マネジメント	マネジメント力 組織づくり力	17 14	100 82	0 3	0 18
第3回	メンタルヘルスと働き方改革	社会性・コミュニケーション力 職場環境づくり力	17 16	94 89	1 2	6 11
第4回	教育行政と教育法規	組織マネジメント力 倫理観 人材育成力	15 16 17	83 89 94	3 2 1	17 11 6
回数	科目	研修題目	大変良かった	おおむね良かった	あまり良くなかった	全く良くなかった
第2回	学校経営と組織マネジメント	学校経営と組織マネジメント	数 14 82	数 3 18	数 0 0	数 0 0
第3回	メンタルヘルスと働き方改革	教員のメンタルヘルスケア ポストコロナを考える	数 15 83 数 16 89	数 3 17 数 2 11	数 0 0	数 0 0
第4回	教育行政と教育法規	学校における働き方改革 徳島型メンター制度 教育法規の具体的な運用	数 13 72 数 16 89 数 17 94	数 5 28 数 2 11 数 1 6	数 0 0	数 0 0

広域連携型「四国地区次世代リーダー育成プログラム」の今後の課題

・現在のところ、①「教職大学院間の連携」および、②「各県における教職大学院と県教委の連携」による教員研修の高度化にとどまっている。

今後の課題

県教委が相互に連携して、教員研修のさらなる高度化、効率化を図ること



参 考 資 料

日本教職大学院協会会員大学一覧

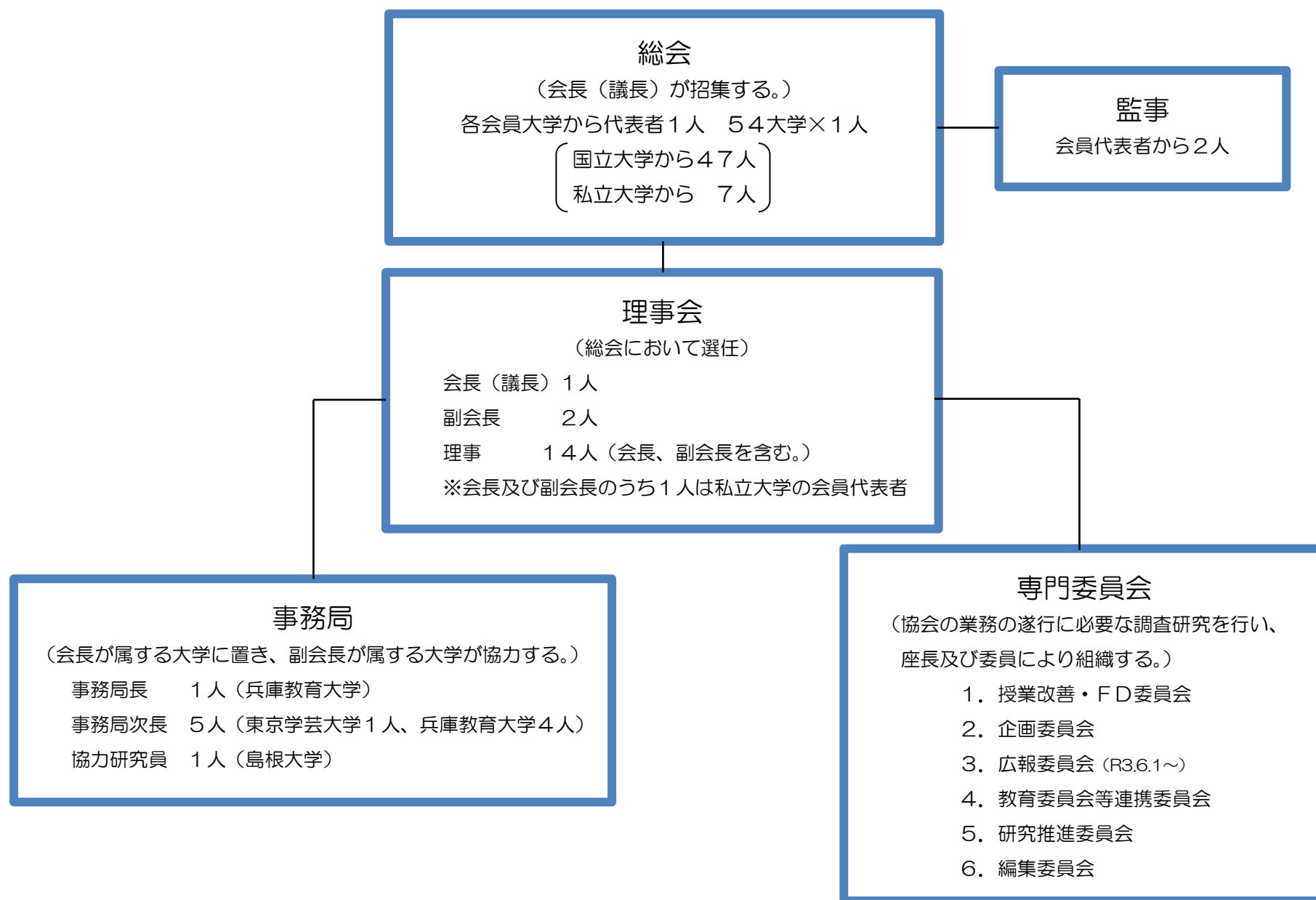
令和2年4月1日現在

No.	区 分	大 学 院 名	研 究 科 名	専 攻 名	定 員 (人)	会員代表者職・氏名		備 考
1	国立	北海道教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	45	教職大学院長	安川 禎亮	理事
2	国立	弘前大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	18	教育学研究科長	福島 裕敏	
3	国立	岩手大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	16	教育学研究科長	田代 高章	
4	国立	宮城教育大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	32	学長	村松 隆	理事
5	国立	秋田大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	20	教育学研究科長	佐藤 修司	
6	国立	山形大学大学院	教育実践研究科	教職実践専攻	20	教育実践研究科長	大森 桂	監事
7	国立	福島大学大学院	人間発達文化研究科	教職実践専攻	16	人間発達文化研究科長	朝賀 俊彦	
8	国立	茨城大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	15	教育学研究科長	荒川 智	
9	国立	宇都宮大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	18	教育学研究科長	小宮 秀明	
10	国立	群馬大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	20	専門職学位課程長	山口 陽弘	理事
11	国立	埼玉大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	20	教育学研究科長	薄井 俊二	
12	私立	聖徳大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	15	学長	川並 弘純	
13	国立	千葉大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	20	教育学研究科長	小宮山 伴与志	
14	国立	東京学芸大学大学院	教育学研究科	教育実践専門職高度化専攻	210	教職大学院長	佐々木 幸寿	副会長
15	私立	創価大学大学院	教職研究科	教職専攻	25	教職研究科長	吉川 成司	
16	私立	玉川大学大学院	教育学研究科	教職専攻	20	教職大学院科長	田原 俊司	
17	私立	帝京大学大学院	教職研究科	教職実践専攻	30	教職研究科長	清水 静海	
18	私立	早稲田大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	60	高度教職実践専攻 主任	田中 博之	理事
19	国立	横浜国立大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	15	教育学研究科長	木村 昌彦	
20	国立	山梨大学大学院	教育学研究科	教育実践創成専攻	38	教育学研究科長	中村 和彦	
21	国立	新潟大学大学院	教育実践学研究科	教育実践開発専攻	20	教育実践学研究科長	宮藺 衛	
22	国立	上越教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	170	学長	川崎 直哉	
23	国立	富山大学大学院	教職実践開発研究科	教職実践開発専攻	14	教職実践開発研究科長	成瀬 善則	
24	国立	金沢大学大学院	教職実践研究科	教職実践高度化専攻	15	教職実践研究科長	大谷 実	
25	国立	福井大学大学院	福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科	教職開発専攻	60	連合教職開発研究科長	柳澤 昌一	理事
26	国立	信州大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	30	高度教職実践専攻長	伏木 久始	理事
27	国立	岐阜大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	25	教育学研究科長	別府 哲	

No.	区 分	大 学 院 名	研 究 科 名	専 攻 名	定 員 (人)	会 員 代 表 者 職 ・ 氏 名		備 考
28	国立	静岡大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	20	教育学研究科長	江口 尚純	
29	私立	常葉大学大学院	初等教育高度実践研究科	初等教育高度実践専攻	20	初等教育高度実践研究科長	久米 昭洋	
30	国立	愛知教育大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	120	学長	野田 敦敬	
31	国立	三重大学大学院	教育学研究科	教職実践高度化専攻	14	教育学研究科長	鶴原 清志	
32	国立	滋賀大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	20	教育学研究科長	神 直人	
33	国立	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科	教職実践専攻	60	副学長・連合教職実践研究科長	竺沙 知章	理事
34	私立	立命館大学大学院	教職研究科	実践教育専攻	35	教職研究科長	森田 真樹	副会長
35	国立	大阪教育大学大学院	連合教職実践研究科	高度教職開発専攻	150	学長	栗林 澄夫	
36	国立	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科	教育実践高度化専攻	155	学長	加治佐哲也	会長
37	国立	奈良教育大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	25	学長	加藤 久雄	
38	国立	和歌山大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	23	教育学研究科長	本山 貢	
39	国立	島根大学大学院	教育学研究科	教育実践開発専攻	17	教育学研究科長	加藤 寿朗	
40	国立	岡山大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	45	教育学研究科長	三村 由香里	理事
41	国立	広島大学大学院	人間社会科学研究科	教職開発専攻	30	教職開発専攻長	松浦 武人	
42	国立	山口大学大学院	教育学研究科	教職実践高度化専攻	56	教育学研究科長	丹 信介	
43	国立	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	180	学長	山下 一夫	理事
44	国立	香川大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	20	教育学研究科長	野崎 武司	
45	国立	愛媛大学大学院	教育学研究科	教育実践高度化専攻	40	教育学研究科長	小助川 元太	
46	国立	高知大学大学院	総合人間自然科学研究科	教職実践高度化専攻	15	教職実践高度化専攻長	柳林 信彦	
47	国立	福岡教育大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	40	学長	飯田 慎司	監事
48	国立	佐賀大学大学院	学校教育学研究科	教育実践探究専攻	20	学校教育学研究科長	板橋 江利也	
49	国立	長崎大学大学院	教育学研究科	教職実践専攻	28	教育学研究科長	松元 浩一	理事
50	国立	熊本大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	30	教育学研究科長	八幡 英幸	
51	国立	大分大学大学院	教育学研究科	教職開発専攻	10	教育学研究科長	古賀 精治	
52	国立	宮崎大学大学院	教育学研究科	教職実践開発専攻	20	教育学研究科長	藤井 良宜	理事
53	国立	鹿児島大学大学院	教育学研究科	学校教育実践高度化専攻	16	教育学研究科長	有倉 巳幸	
54	国立	琉球大学大学院	教育学研究科	高度教職実践専攻	20	教育学研究科長	萩野 敦子	

日本教職大学院協会組織図

R3.1.1



日本教職大学院協会役員一覧

(令和2年4月1日)

役職名	所属	職名	氏名	備考
会長	兵庫教育大学	学 長	加治佐哲也	
副会長	東京学芸大学	教職大学院長	佐々木幸寿	
副会長	立命館大学	教職研究科長	森田 真樹	
理事	北海道教育大学	教職大学院長	安川 禎亮	
理事	宮城教育大学	学 長	村松 隆	
理事	群馬大学	教育学研究科専門職学位課程長	山口 陽弘	
理事	早稲田大学	高度教職実践専攻主任	田中 博之	
理事	福井大学	連合教職開発研究科長	柳澤 昌一	
理事	信州大学	教育学研究科高度教職実践専攻長	伏木 久始	
理事	京都教育大学	連合教職実践研究科長	笠沙 知章	
理事	岡山大学	教育学研究科長	三村由香里	
理事	鳴門教育大学	学 長	山下 一夫	
理事	長崎大学	教育学研究科長	松元 浩一	
理事	宮崎大学	教育学研究科長	藤井 良宜	
監事	山形大学	教育実践研究科長	大森 桂	
監事	福岡教育大学	学 長	飯田 慎司	

日本教職大学院協会専門委員会委員名簿

授業改善・FD委員会

任期：令和元年5月～令和3年5月（2年間）

大 学 名	職 名	氏 名	備 考
玉川大学	教 授	松本 修	
早稲田大学	教 授	三村 隆男	
新潟大学	准教授	一柳 智紀	
福井大学	連合教職開発 研究科長	柳澤 昌一	座長 令和2年4月～令和3年5月
岐阜大学	教 授	石川 英志	
兵庫教育大学	教 授	溝邊 和成	
奈良教育大学	教 授	宮下 俊也	
島根大学	教 授	丸橋 静香	
山口大学	教 授	和泉 研二	
鳴門教育大学	教 授	前田 洋一	

成果検証委員会

任期：令和2年5月～令和4年度総会開催日（2年間）

大 学 名	職 名	氏 名	備 考
玉川大学	教 授	田原 俊司	
玉川大学	教 授	山口 圭介	
福井大学	准教授	遠藤 貴広	
京都教育大学	教 授	片山 紀子	
兵庫教育大学	理事・副学長	吉水 裕也	座長
兵庫教育大学	教 授	山中 一英	

編集委員会（～R2.12.31 研究推進委員会）

任期：令和元年5月～令和3年5月（2年間）

大 学 名	職 名	氏 名	備 考
創価大学	教 授	長島 明純	
信州大学	教 授	三崎 隆	
立命館大学	教 授	森田 真樹	
兵庫教育大学	教 授	當山 清実	座長
愛媛大学	教 授	城戸 茂	

企画委員会（～R2.12.31 企画・広報委員会）

任期：令和元年5月～令和3年5月（2年間）

大 学 名	職 名	氏 名	備 考
宮城教育大学	教 授	梨本 雄太郎	令和元年7月～ 令和3年5月
秋田大学	教 授	鎌田 信	令和2年4月～ 令和3年5月
帝京大学	教 授	魚山 秀介	令和2年5月～ 令和3年度総会開催日
早稲田大学	教 授	高橋 あつ子	
兵庫教育大学	教 授	浅野 良一	座長
島根大学	教 授	千代西尾 祐司	令和元年5月～ 令和3年3月
岡山大学	教 授	高瀬 淳	
宮崎大学	教 授	三輪 佳見	

教育委員会等連携委員会

任期：令和2年5月～令和4年度総会開催日（2年間）

大 学 名	職 名	氏 名	備 考
群馬大学	准教授	高橋 望	
千葉大学	教 授	貞廣 斎子	
上越教育大学	教 授	菅原 至	
岐阜大学	教 授	棚野 勝文	
常葉大学	教 授	紅林 伸幸	
滋賀大学	教 授	大野 裕己	座長
兵庫教育大学	准教授	安藤 福光	
鳴門教育大学	准教授	大林 正史	
福岡教育大学	教 授	大竹 晋吾	

日本教職大学院協会規約

(平成 21 年 5 月 29 日制定)

(平成 29 年 5 月 19 日改正)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本教職大学院協会（以下「協会」という。）と称し、英語では Japan Association of Professional Schools for Teacher Education（略称 JAPTE）と称する。

(組織)

第 2 条 協会は、教職大学院を設置する大学・学部を会員として組織する。

(目的)

第 3 条 協会は、会員相互の協力を促進して教職大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた教員を養成し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、協会は次の事業を行う。

- (1) 教職大学院が行う教育の内容及び教育条件整備の検討と提言
- (2) 教職大学院の教育実践研究の検討と提言
- (3) 教職大学院の教員の研修・交流
- (4) 教職大学院学生の研修・交流
- (5) 教職大学院の入学選抜方法の検討と提言
- (6) 教育委員会等との連携方法の検討と提言
- (7) 前各号のほか、協会の目的を達成する上で必要と認めた事業

第 2 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 協会の会員は、教職大学院を設置する法人のうち、法人の意志に基づき入会手続きを行い、総会の議決により入会を認められたものとする。

(会員の代表者)

第 6 条 会員は、その代表者 1 人を定めて、協会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 代表者は、教職大学院を設置する法人の学長又は教職大学院を代表する者とする。

3 協会の総会には、第 1 項により届け出られた者が出席しなければならない。会員代表者が総会に出席できないときは、当該教職大学院の専任教員による代理出席を認める。この場合は、書面により代理出席を委任されたことを申し出なければならない。

4 理事会への出席においても、前項の代理出席に関する規定を準用する。

(入会及び資格喪失等)

第 7 条 教職大学院を設置する法人が入会を希望するときは、書面により協会に申し出て、総会の議決により入会の承認を得るものとする。

2 入会后、会員の設置する教職大学院が閉鎖され、又はその設置認可が取り消されたときは、会員の資格を失う。

3 会員が協会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の提案に基づく総会の決議により除名することができる。その議決は、総会員の3分の2以上の多数による。

4 会員が退会を希望するときは、書面により協会に届け出て、総会の議決により退会の承認を得るものとする。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、年会費を納めなければならない。年会費を滞納した会員は、退会したものとみなすものとする。

2 会員は、入会にあたって入会金を納めなければならない。

3 年会費及び入会金に関する細則は、別に定める。

第3章 役員

(役員構成)

第9条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 14人(会長、副会長を含む。)

(理事の選任)

第10条 理事は、総会がこれを選任する。

2 欠員が生じた場合の後任の理事は、前任者の属する会員から選出する。

(会長及び副会長の選任)

第11条 会長は、総会において選任された理事がこれを互選する。

2 副会長は、会長が理事の中から指名し、理事会の承認を経てこれを選任する。

3 会長及び副会長のうち1人は私立大学の会員代表者とする。

4 欠員が生じた場合の後任の会長及び副会長は、前任者の属する会員から選出する。

(役員任期)

第12条 会長、副会長及び理事の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の会長、副会長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長及び理事は、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第13条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 会長及び副会長は、その任期が満了する日において後任の会長及び副会長が選出されていないときは、後任の会長及び副会長が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(理事の職務)

第14条 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

第4章 会議

(総会の招集)

第15条 会長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。総会員の3分の1以上の会員が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決方法)

第16条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会員は、総会において各々1個の議決権を有する。

(理事会の招集)

第17条 理事会は会長がこれを招集し、その議長となる。

(理事会の議決方法)

第18条 理事会は、総理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、本規約に特別の定めのある場合を除き、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 入会金及び年会費に関する事項

(3) 専門委員会の設置に関する事項

(4) 副会長の選任並びに事務局長の任免の承認

(5) その他、協会の事業を実施するために必要と認められる事項

第5章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第20条 協会の事業の遂行に必要な調査研究を行うため、理事会の下に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会による調査研究の結果は、理事会に報告しなければならない。

(専門委員会の任務・構成等)

第21条 各専門委員会の任務及び構成等については、理事会が別に定める。

第6章 監事

(監事)

第22条 協会に、監事2人を置く。

2 監事は、会員代表者のうちから理事会が選出する。ただし、理事は監事を兼ねることができない。

3 欠員が生じた場合の後任の監事は、前任者の属する会員から選出する。

(職務)

第23条 監事は、協会の業務及び会計を監査し、理事会にその結果を報告しなければならない。

2 監事の任期が終了する年度の翌年度に行われる前項の監査及び報告は、前任の監事が行うものとする。

(任期)

第24条 監事の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任することができない。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第25条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、会長が属する大学に置き、副会長が属する大学がこれに協力するものとする。

(事務局長及び職制)

第26条 事務局に事務局長1人及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、事務局を統括する。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 会計

(経費)

第27条 協会の事業を実施・運営するために必要な経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

(1) 入会金及び年会費

(2) その他、寄附金等

(経費の管理)

第28条 協会の経費の管理は、理事会の議を経て事務局が行う。

(会計年度)

第29条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(予算及び決算)

第30条 会長は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

2 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し、理事会の議を経、監事の意見を添えて総会の承認を求めなければならない。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 本規約は、総会の議決によって変更することができる。

2 この議決には、総会員の3分の2以上の同意を要する。

(解散)

第32条 協会は、総会の議決によって解散することができる。

2 この議決には、総会員の4分の3以上の同意を要する。

第10章 細則

(細則の制定)

第 33 条 本規約の施行上必要な細則は、理事会の議を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 本規約は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、平成 20 年 10 月 16 日から適用する。

(会員)

第 2 条 第 5 条の規定にかかわらず、教職大学院協会設立総会（平成 20 年 10 月 16 日開催）で協会への参加の意志決定を行った法人は、入会手続を経たものと見なす。

(連合教職大学院)

第 3 条 本規約の適用については、複数の法人が一の教職大学院を設置した場合においては、あわせて一の会員として扱うものとする。

(設立総会における会長等の選任)

第 4 条 協会の最初の総会において選出された会長、副会長及び理事は、本規約に基づき選任されたものとみなす。

(最初の役員の任期)

第 5 条 協会の最初の会長、副会長及び理事の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、その設立の日から平成 22 年の第 1 回の総会までとする。

(設立総会の議長)

第 6 条 協会の最初の総会の議長は、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、日本教育大学協会会長がこれにあたる。

(最初の監事の任期)

第 7 条 最初の監事の任期は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、選出された日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の会計年度)

第 8 条 協会の最初の会計年度は、第 29 条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり平成 22 年 3 月 31 日に終わるものとする。

(日本教育大学協会との関係)

第 9 条 協会の設立及び運営に当たっては日本教育大学協会の協力を得ることとし、設立後も連携を図るものとする。

附 則

本規約は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。ただし、第 26 条 4 項に係る規定については平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

日本教職大学院協会会費等細則

(平成21年2月16日制定)

(平成24年3月10日改正)

(入会金)

第1条 教職大学院協会（以下、「協会」と略す。）の会員は、各々入会にあたって10万円の入会金を所定の時期までに協会に納付しなければならない。

(年会費)

第2条 協会の会員は、各々年度ごとに30万円の年会費を所定の時期までに協会に納付しなければならない。

(既納の入会金等)

第3条 既納の入会金及び年会費は返還しない。

附 則

本細則は平成21年2月16日から施行する。

附 則

本細則は平成24年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本教職大学院協会年会費の特例措置に関する申合せ

(令和2年6月29日制定)

(令和2年12月21日改正)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として、日本教職大学院協会会費等細則（平成21年2月16日制定）第2条に関わらず、令和2年度及び令和3年度に係る年会費を15万円とする。

附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

日本教職大学院協会理事の選任に関する申合せ

(令和2年12月21日制定)

日本教職大学院協会規約(平成21年5月29日制定)第10条第1項の規定に基づく理事の選任については、この申合せによる。

- (1) 会員大学院を北海道・東北エリア、関東エリア、北陸・東海エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州エリアに分け、各エリアから、理事を2人ずつ選任する。
- (2) エリアから選出される理事は、半数改選とする。
- (3) エリアから選出される理事以外に2名の理事を選任する。
- (4) 理事の候補者は理事会が選出する。

附 則

本申合せは、令和3年1月1日から施行する。

日本教職大学院協会専門委員会細則

(平成 21 年 10 月 23 日制定)

(平成 22 年 3 月 11 日改正)

(平成 28 年 3 月 19 日改正)

(平成 29 年 4 月 26 日改正)

(令和 2 年 12 月 21 日改正)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本教職大学院協会規約（以下「規約」という。）第 21 条の規定に基づき、専門委員会の所掌事項及び構成等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日本教職大学院協会（以下「協会」という。）理事会の下に、次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 授業改善・F D 委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育委員会等連携委員会
- (5) 成果検証委員会
- (6) 編集委員会

(所掌事項)

第 3 条 授業改善・F D 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の見直しに関する事。
- (2) 教育の内容及び教育条件整備に関する事。
- (3) 教員の研修・交流に関する事。
- (4) 教育実践研究の推進に関する事。

2 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の企画・立案に関する事。

3 広報委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報活動の推進に関する事。
- (2) 教職大学院の教育・研究成果の取りまとめ及び公表に関する事。
- (3) 広報誌の刊行に関する事。

4 教育委員会等連携委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教員派遣に関する教育委員会との連携に関する事。
- (2) 実習に関する教育委員会との連携に関する事。
- (3) 修了者の教員就職支援に関する方策に関する事。
- (4) 教育委員会等への要望に関する事。

5 成果検証委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 修了者の進路状況・活動状況等の調査に関する事。
- (2) 調査結果に基づく分析に関する事。
- (3) その他成果の検証に関する事。

6 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究誌の刊行に関する事。

(構成)

第 4 条 専門委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 座長
- (2) 委員 若干人

(座長)

第 5 条 専門委員会に座長を置き、座長は、理事会が規約第 5 条に定める会員の中から選出

し、会長が委嘱する。

2 座長は専門委員会を招集し、議長となる。

3 座長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事がその職務を代理する。
(委員)

第6条 専門委員会の委員は、座長が会員の中から推薦し、会長が委嘱する。
(任期)

第7条 座長の任期は2年とし、再任は1回までとする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の後任の座長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(理事会への報告)

第8条 専門委員会は、必要に応じて専門委員会における調査研究の結果等を理事会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 専門委員会に関する事務は、座長が属する大学と事務局において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 本細則は、平成21年10月23日から施行し、平成21年5月29日から適用する。

2 第5条及び第6条の規程により最初に委嘱された第2条第1項に定める委員会の座長及び委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成23年の第1回の総会までとする。

附 則

本細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

本細則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、令和3年6月1日から適用する。

日本教職大学院協会事務局の組織及び運営に関する細則

(平成 29 年 5 月 19 日制定)

(令和 2 年 6 月 8 日改正)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本教職大学院協会規約（以下「規約」という。）第 26 条第 4 項の規定に基づき、事務局の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(事務局次長等)

第 2 条 事務局に、事務局次長を若干人置く。

2 事務局次長のうち 1 人を庶務担当とする。

3 事務局にその他必要な職員を置くことができる。

(組織)

第 3 条 庶務担当事務局次長のもとに、事務部を置く。

2 事務部に、事務部長を置く。

3 事務部に、総務課、財務課及び教務課を置く。

4 課に、課長を置く。

5 事務部にその他必要な職員を置くことができる。

(職員の委嘱等)

第 4 条 第 2 条 1 項及び 3 項に掲げる職員は、事務局長が推薦し、会長が委嘱する。

2 前条 2 項、4 項及び 5 項に掲げる職員は、事務局所在の大学の職員のうちから庶務担当事務局次長が委嘱する。

3 事務局に、専任の職員を置くことができる。

(総務課の所掌事務)

第 5 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 公印を管守すること。

(3) 文書類の接受、発送及び整理保存すること。

(4) その他、他の部及び課に属さない事務を処理すること。

(財務課の所掌事務)

第 6 条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 収入及び支出に関すること。

(4) その他会計事務に関すること。

(教務課の所掌事務)

第 7 条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 協会の教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 所掌事務に関する諸調査、統計及び報告に関すること。

(3) その他教務事務に関すること。

(事務)

第 8 条 事務手続きに関し必要な事項は、規約等に定めるもののほか、事務局所在の大学の定めるところによる。

附 則

本細則は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本細則は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ細則

(令和元年 5 月 17 日 制定)

(設置)

第 1 条 日本教職大学院協会（以下「協会」という。）のあり方等について、企画・立案を行うために、理事会のもとに日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ（以下「WG」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 WG は、以下に掲げる事項について、企画・立案を行う。

- 1 協会の事業、組織、財務体制の方針に関する事項
- 2 その他、協会の改革に関する事項

(構成)

第 3 条 WG は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 理事
- 4 その他、会員の中から会長が指名した者

(座長)

第 4 条 WG に座長を置き、会長をもって充てる。

- 2 座長は、WG を招集し、これを主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 WG は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG が別に定める。

附 則

本細則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

日本教職大学院協会研究大会の運営に関する申合せ

(令和 2 年 12 月 21 日制定)

日本教職大学院協会研究大会の運営については、この申合せによる。

- (1) 会員大学院を北海道・東北エリア、関東エリア、北陸・東海エリア、近畿エリア、中国・四国エリア、九州エリアに分け、各エリアの持ち回りにより開催する。
- (2) 持ち回りの順番は、別表のとおりとする。
- (3) 開催の前年度の総会において、企画委員会のもとに担当エリアの大学院により構成される運営部会を設置し、研究大会の計画立案・運営にあたる。
- (4) 原則的に、12月に開催するものとする。
- (5) 開催に必要な経費は、総会の了承を経て、協会から支出する。

附 則

本申合せは、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

日本教職大学院協会研究大会実施輪番表

実施年度	当番エリア	所属大学院	
令和３年度	中国・四国エリア	島根大学大学院 岡山大学大学院 広島大学大学院 山口大学大学院	鳴門教育大学大学院 香川大学大学院 愛媛大学大学院 高知大学大学院
令和４年度	北陸・東海エリア	新潟大学大学院 上越教育大学大学院 富山大学大学院 金沢大学大学院 福井大学大学院 信州大学大学院	岐阜大学大学院 静岡大学大学院 常葉大学大学院 愛知教育大学大学院 三重大学大学院
令和５年度	九州エリア	福岡教育大学大学院 佐賀大学大学院 長崎大学大学院 熊本大学大学院	大分大学大学院 宮崎大学大学院 鹿児島大学大学院 琉球大学大学院
令和６年度	関東エリア	茨城大学大学院 宇都宮大学大学院 群馬大学大学院 埼玉大学大学院 聖徳大学大学院 千葉大学大学院 東京学芸大学大学院	創価大学大学院 玉川大学大学院 帝京大学大学院 早稲田大学大学院 横浜国立大学大学院 山梨大学大学院
令和７年度	北海道・東北エリア	北海道教育大学大学院 弘前大学大学院 岩手大学大学院 宮城教育大学大学院	秋田大学大学院 山形大学大学院 福島大学大学院
令和８年度	近畿エリア	滋賀大学大学院 京都教育大学大学院 立命館大学大学院 大阪教育大学大学院	兵庫教育大学大学院 奈良教育大学大学院 和歌山大学大学院

注：令和９年度は中国・四国エリアを当番とし、以降同順とする。

JAPTE

Japan Association of Professional Schools for Teacher Education

日本教職大学院協会

〒673-1494 兵庫県加東市下久米 942-1 兵庫教育大学事務局内

TEL 0795-44-2010 FAX 0795-44-2009 <https://www.kyoshoku.jp/>

令和3年3月発行